

# 参考資料

1. 事例報告 5～8
2. ある相談窓口の事例から家計相談支援へのアプローチを探る
3. その他資料



## 事例報告 5 偽装質屋被害者に貸付した事例

相談者：女性 80 代（遺族厚生年金、老齢基礎年金受給者）

家族：一人暮らし

収入：遺族厚生年金 6.8 万円 老齢基礎年金 6.2 万円 合計 13 万円／月

債務：友人に 2 万円

滞納：家賃 1.95 万円（先月分）

### 相談内容

- ・年金担保の偽装質屋（商店名アオキ・えびす・トラヤなど数社）の被害者。弁護士からの紹介。
- ・10月15日の年金で、偽装質屋に9.9万円を返済し、貸してもらえず残った年金（16.1万円）を2ヶ月の生活費としてきたが、12月15日の年金支給日までの生活費が足りない。

### 状況

- ・夫は拾数年前から病気療養中だったが5年前に死去。子どもはいない。
- ・今年亡くなった実兄の看病をしてきたが、相談者本人に持病があるため、バスに乗れず交通費がかさみ、相談者自身が階段で転倒し骨折する。その医療費のために偽装質屋から8万円を借りる。その後、年金月に9.9万円を返済し、再度8万円を借りる生活をしてきた。
- ・持病のため、週1回家事支援をしてもらっている。
- ・亡くなった夫は実家の墓にも入れず、お寺に預けているため、年間2万円の管理費が必要。

### 家計表作成・家計指導

- ・相談時は偽装質屋への返済と医療費の増加で、1ヵ月後の年金まで所持金は1万円。
- ・相談時家計表では、偽装質屋への返済がなければ、およそ利息分の1.8万円が黒字とわかる。
- ・今後の通院等を考慮し、家計予算には交通費を計上する。

### 解決方法 — 毎日の資金繰り表、キャッシュフロー表を作成

- ・公共料金滞納分の一部支払（1万円）と1ヵ月分の家賃の支払い分を貸付で解決し、12月15日の年金支給日までのお金の使い方を「毎日の資金繰り表」でアドバイス。
- ・兄の初盆費用、お寺への供物等の費用、及び借入金の返済についても計画を立てる。

貸付金 5万円 6,250円／月の8回払い

### 相談、貸付後

- ・1ヵ月後、相談者から連絡。「生活も安定している。せめてお礼の気持ちだけでもとお菓子をおくりました」とのこと。
- ・その後も電話で入院等の連絡など相談がある。

### 現在の様子

- ・計画通り平成25年7月に完済。生活について不安がなくなったとお礼。体調はあまりよくなく、入退院を繰り返している様子。今後、サポートが必要。

ID

相談者氏名 偽装質屋の被害者  
担当相談員名

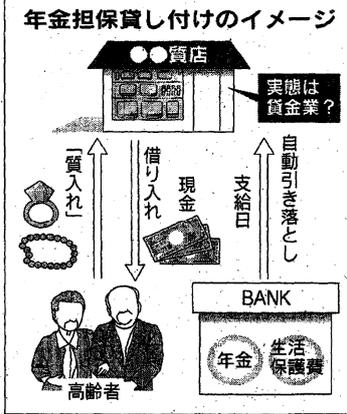
## 3. 相談時家計表と家計計画表

			支 出		見直し後	備 考
			費 目	相談時	家計計画	
世帯基本情報 世帯人員計			住居費	20,000	20,000	
【内訳】成人			家賃	19,500	19,500	
うち高齢者			管理費	500	500	
未成年(下記以外)			維持費・修理費・更新費			
大学生等			基本生活費	67,000	71,000	
高校生			食費	21,000	25,000	増加4000
中学生			外食費	5,000	5,000	
小学生			電気代	3,500	3,500	
未就学児			ガス代	5,000	5,000	
			水道代	2,500	2,500	
			灯油代	4,000	4,000	冬場
			被服・理美容・雑貨費	6,000	6,000	美容院1000・被服3000他
			医療費・介護費等	20,000	20,000	デイや病院
			通信費・車両費	11,000	11,000	
			電話・携帯電話・インターネット	5,000	5,000	
			ガソリン代(通勤費含む)			
			駐車場代			
			車検・車修理代			
			通勤交通費	6,000	6,000	バス・タクシーなど移動費用
			教育等費用	0	0	
			学費・保育料・給食費等			
			部活動等の費用			
			通学交通費			
			塾・習い事費用			
			お小遣い・仕送り生活費			
			教養・娯楽費用	5,000	5,000	
			新聞・本・雑誌・教養用品	3,000	3,000	
			遊興費・娯楽費用			
			冠婚葬祭等	2,000	2,000	お布施・香典等年2.4万
			その他	3,000	3,000	
			酒代/酒飲食交際費			
			たばこ・お小遣い	3,000	3,000	
			税金・保険	5,500	5,500	
			税金(住民税・固定資産税・自動車税等)			
			社会保険料(国保・国民年金等)	5,500	5,500	後期高齢・介護保険
			貯蓄型保険(学資・年金保険等)			
			掛捨て型保険(車・火災等)			
			その他保険料			
			返済金	49,500	6,250	返済金以外の計
			住宅ローン			#VALUE!
			自動車ローン			
			銀行			
			消費者金融			
			クレジット(キャッシング・物品)			
			滞納税金・社会保険料等			
			滞納生活費(家賃・光熱水費等)			
			個人からの借金			
			その他の返済	49,500	0	偽装質屋返済なしへ
			家計再生のための新規借入の返済		6,250	貸付金の返済
預貯金取崩し			預貯金預入れ			
当月の収入合計			当月の支出合計	161,000	121,750	
前月繰越含む収入合計			翌月への繰越金	-31,000	8,250	赤字から黒字へ
			翌月繰越含む支出合計	130,000	130,000	

# 年金担保に高利貸し疑い 2社摘発

## 借入先失い 困窮相次ぐ

質店を装い、年金を担保に高利で現金を貸し付けていたとして、福岡県警が県内の2社を質金業法違反容疑で摘発した事件が、利用者に動揺を広げている。借りたお金を次の年金支給時に返し、また借りるという生活に追い込まれていた高齢者も多く、2社の融資停止で借入先を失い、困窮する人が相次いでいる。弁護士会などは相談会や緊急貸し付けなどの対応に乗り出した。



「何でもいから持つるまま、手元にあった数万円の指輪やブローチを動かして返済するまで。なければ1000円程度の指輪やブローチを動かして返済するまで。なければ1000円程度の指輪やブローチを動かして返済するまで。なければ1000円程度の指輪やブローチを動かして返済するまで。」

福岡県警が家宅捜索した2社の貸し付け停止で困窮した高齢者が別のヤミ金などに頼る事態を防ぐこと、グリーンコープ生協(福岡市博多区)は少額の緊急貸し付けを始めた。「もう2千円しか財布にない」「払い過ぎた分を返してほしい」。11月初め、

「何でもいから持つるまま、手元にあった数万円の指輪やブローチを動かして返済するまで。なければ1000円程度の指輪やブローチを動かして返済するまで。なければ1000円程度の指輪やブローチを動かして返済するまで。」

福岡県警が家宅捜索した2社の貸し付け停止で困窮した高齢者が別のヤミ金などに頼る事態を防ぐこと、グリーンコープ生協(福岡市博多区)は少額の緊急貸し付けを始めた。「もう2千円しか財布にない」「払い過ぎた分を返してほしい」。11月初め、

### 別のヤミ金に頼る事態防げ

福岡県弁護士会の呼び掛け、性の高い人には保証人なし。同生協がこれまで受けた明会に同生協も相談員を派、数千円程度を貸し付ける。相談の中には、2社について「高齢者に貸してこれてありがた」

福岡県警が家宅捜索した2社の貸し付け停止で困窮した高齢者が別のヤミ金などに頼る事態を防ぐこと、グリーンコープ生協(福岡市博多区)は少額の緊急貸し付けを始めた。「もう2千円しか財布にない」「払い過ぎた分を返してほしい」。11月初め、

### 生協が緊急貸し付け

福岡県警が家宅捜索した2社の貸し付け停止で困窮した高齢者が別のヤミ金などに頼る事態を防ぐこと、グリーンコープ生協(福岡市博多区)は少額の緊急貸し付けを始めた。「もう2千円しか財布にない」「払い過ぎた分を返してほしい」。11月初め、

「何でもいから持つるまま、手元にあった数万円の指輪やブローチを動かして返済するまで。なければ1000円程度の指輪やブローチを動かして返済するまで。なければ1000円程度の指輪やブローチを動かして返済するまで。」

福岡県警が家宅捜索した2社の貸し付け停止で困窮した高齢者が別のヤミ金などに頼る事態を防ぐこと、グリーンコープ生協(福岡市博多区)は少額の緊急貸し付けを始めた。「もう2千円しか財布にない」「払い過ぎた分を返してほしい」。11月初め、

【第3種郵便物認可】 【新聞定価1ヵ月3,925円(本体3,738円)】 1部売り(消費税込み) 朝刊130円 夕刊50円

# 偽装質屋強制捜査

## 福岡県警 年金担保高利貸し付け

福岡県警は19日、貸金業者でないのに質屋を装い違法な高金利で金を貸し付けていたとして、福岡市内の2社と、両社が経営する計8店舗などを貸金業法違反(無登録営業)容疑で家宅捜索した。実態は貸金業者だが、実質的に年金を担保にして高齢者数千人に計数億円を貸し付けていた模様で、県警は組織的犯行とみて出資法違反(高金利)容疑の立件を視野に捜査を進める。年金を担保に高利で貸し付ける「偽装質屋」への強制捜査は全国でも異例という。

県警や関係者によると、長は親子関係にあつてとつ社は、恵比寿(福岡市博多区)とダイキエ、恵比寿が「えびす」(エステート)で、ダイキンは「アオキ」いずれも07～08年に質屋として営業登録。社

【山本太一、尾垣和幸】

### 貸金業法違反容疑

たとされる。ダイキンは同様の手口で10年6月～11年6月、同県久留米市の店で、女性2人(60～70代)に計13万円を貸し付けたとされる。県警の調べでは、いずれも実際は安価な品物を質入れさせて多額の金を貸し付け、その後、客の年金口座から元本と利息分を自動引

千円の時計などを預かり、計8万円を貸し付けた上で年金口座から元本と利息分を回収し

ずれも実際は安価な品物を質入れさせて多額の金を貸し付け、その後、客の年金口座から元本と利息分を自動引

## 高齢者狙い「悪質な手口」

被害が横行し社会問題化した「偽装質屋」について捜査のメスが入った。家宅捜索を受けた2社は損害賠償を求め民事訴訟も起こされており、被害者弁護団の鐘ヶ江聖一弁護士(福岡県弁護士会)によると、生活保護費や原簿健康管理手当が回収されていたケースもあるという。鐘ヶ江弁護士は「一般社の子ラシには高齢者

をターゲットにした文字が並び、鐘ヶ江弁護士によると、客には「質屋だから質物が必要」「安くて何でもいから持ってきて」と説明しているという。数千円程度の貴金属を質に入れた形にした上で年金などの自動引き落としの口座手続きを行い、数万～十数万円を貸し付けていた。鐘ヶ江弁護士は「高利子返済のため金を借り続ける状況に陥った人がほとんど。悪質な業者と気付いていない人も多く、相談してほしい」と話す。問い合わせは、福岡クレジット・サラ金被害をなくす会(092・761・8475)。

【尾垣和幸】

## 事例報告 6

### ヤミ金被害があったが、長期にわたる家計指導により生活を再建した事例

相談者: 70 代女性(年金、パート)一人暮らし
収入: 年金 20 万/月、パート収入 5 万/月
債務: キャッシング 6 社 残 156 万 6 万/月
滞納: 家賃 3 ヶ月(30 万)、生命保険 3 ヶ月(2.4 万)、車任意保険 3 ヶ月(5700 円)

#### 相談内容

- ・ 最近同居していた母親(90 代)が急逝。それまでは 2 人の年金(月 40 万)で生活していたが、年金収入が半減したことにより生活が一変。家賃、生命保険、車任意保険等の滞納が発生している。
- ・ 1 ヶ月前に滞納家賃を 1 ヶ月分だけでも払うよう督促を受け、ヤミ金から 10 万借入。
- ・ 年金(40 万/回)が入ったところで、ヤミ金に 10 万返済、滞納家賃 2 ヶ月(20 万)その他の支払をしたら手元にお金が残らず、次の年金までの生活費に困り消費生活センターに相談。ヤミ金対応で「被害者の会」に相談、「被害者の会」からグリーンコープを紹介されて来室。次の年金までの生活費の貸付希望。

#### 現状

- ・ 家賃 10 万の負担が大きく、3 ヶ月分滞納。転居希望だが費用の準備ができない。
- ・ 債務 6 社、月 6 万の返済があり家計負担が大きい。
- ・ 家計管理は母親任せだったため、家計管理に対する意識が薄く、急激な生活状況の変化に対応できず、困窮状態を相談できる身内もない。

#### 家計表作成・家計指導

- ・ 収入 25 万(年金 20 万+パート 5 万)、支出 26 万。家賃 10 万、債務返済 6 万など家計を圧迫している。早急に見直しが必要。
- ・ 債務 6 社について、弁護士相談に同行。受任され返済を停止。(過払いの可能性あり)
- ・ 家賃負担軽減のために早急に転居が必要。
- ・ 生命保険、任意保険は失効したが、転居後家計が落ち着いてから改めて加入を提言。

#### 解決方法 — キャッシュフロー表を作成

- ・ 転居後の家計表を作成(試算)し、目標設定を行った。
- ・ 転居を進め、家賃月 10 万→月 3.7 万に減額。初期費用、生活費補填の貸付を行う。  
貸付金 58 万を 30 回払い

#### 相談、貸付後

- ・ 家計簿記入や家計管理の経験がなく、相談できる身内もないことから、小まめに家計点検・指導を行うとし、年金だけで生活できる家計を目標とした。

#### 現在の様子

- ・ 貸付以降、相談者の希望もあり毎月定期面談を実施(30 回)し借入金も完済。最終 40 万の貯金もでき家計簿作成も習慣化できた

### 第1回定期面談（2011年3月末）

- ・今まで家計簿をつけたことがない。支出の実態が全く掴めないため、家計診断も難しい。  
⇒まずはレシート・領収証を必ずとっておいて、次回面談時に持参いただく。当方で  
簡単家計簿への転記を行い、転居後の新しい生活支出の把握を行う。

### 第2回定期面談（2011年4月末）

- ・レシート、領収証をそのままどっさり持参。白内障の手術が必要（費用試算）、国保滞納（7ヵ月分）を年金で清算し保険証を取得。残金の確認。  
⇒次回はレシート・領収証を日付ごとにホッチキスで止めて持参するよう要請。

### 第3回定期面談（2011年6月1日）

- ・債務整理の結果、最終相談者の手元に戻った過払い金は16万。予備費を持つことで本人の意識を高めるため、一括返済はせず、毎月の返済を継続するとした。現状通帳にある程度お金が残っている様子で、本人の意識も変わり、生活も落ちついてきたため、今後は3ヵ月毎の面談を提案。
- ・相談者より、「報告しなければ」という意識でレシートもひとつ残らず保管するようになって、それが励みになっている。半年前の最悪の状況を考えるともう少し毎月面談の継続を希望したい。  
⇒車の任意保険加入を提案。金額は1万以内に。

### 第4回定期面談（2011年6月末）

- ・今年度の国保、市県民税額が確定。⇒キャッシュフローに反映。
- ・食費が予算3万に対し、1.1万オーバー。法事、白内障の手術費用等で出費が多い。  
⇒今後の特別支出予定を予算立てし、キャッシュフローに反映。
- ・相談者より、次回から自分で「簡単家計簿」をつけてみようと思うとの申し出。書き方を指導した。

### 第5回定期面談（2011年8月中旬）

### 第6回定期面談（2011年9月中旬）

### 第7回定期面談（2011年10月中旬）

- ・10月から生命保険の加入（月1万）
- ・「簡単家計簿」に自分で記入すると宣言したが、やはり無理だったとのことで、当方で預り記入をもう少し継続する。

### 第8回定期面談（2011年11月中旬）

### 第9回定期面談（2011年12月22日）

- ・初回面談から1年経過し、1年前のご自分を振り返り、家計管理など全く考えたことも無く、めっちゃくちゃな生活をしていたと反省の弁。70代になって初めて気づかせてもらったと話された。
- ・駐車場の契約（月8400円）、暖房器具の購入希望。携帯の番号及び機種変更（ヤミ金からの着信が多いため）希望。  
⇒12月15日の年金前で8万の通帳残高あり。ご希望の暖房器具（3万）と携帯（機種代のか

からないものへの変更)購入を勧めた。

### 第 10 回定期面談(2012 年 1 月)

- ・ガスファンヒーターを購入したところ、ガス代の請求が 1 万円強かかっている。(それまでは 3000 円くらい)
- ・車の調子が悪く修理代 1.8 万支払。今年 6 月車検予定。車検見積 22 万。中古車で 30 万円位の車をさがしてもらっている。⇒車は手放す方向で相談していたが・・・？
- ・通帳残高が 10 万円になっていて、あせっている様子。アルバイト収入 6.5 万円を入れて 2 月 15 日の年金までを 16.5 万円ですぐすために、必要経費 13.8 万円。残り現金 2.7 万円で 4 週間を過ごすためには、1 週 6750 円の計算。次の年金まで週 6750 円で凌いでいただくよう進言。

### 第 11 回定期面談(2012 年 2 月)

- ・前回、あと 2.7 万で過ごさなければいけないときに、友人に突然の不幸があり出費。結局、お金が足りなくなって、妹に 2 万円借りてしまった。こんなに家計管理してもらっているのに、こんな状態になってしまって情けないと反省の弁。
- ・車のことで悩んでいる。中古車を購入したいが諸経費含め 50 万円くらいかかる。⇒車については、次の車検で手放す方針だったはず。昨年債務整理をしているので、ローン自体は通らない。車の維持費がどれだけかかるかを数字で算出。目標である年金だけで生活を組み立てようと思ったら、現在の家計状況から維持費捻出が難しいことを数字で説明。車が無い場合にかかる交通費等も数字で算出。費用対効果についても検討。
- ・相談者より、「のど元過ぎて熱さを忘れていた。車を手放すことに未練があったが、なくても生活できるような気がしてきて元気がでてきた」

### 第 12 回定期面談(2012 年 3 月)

### 第 13 回定期面談(2012 年 4 月)

- ・車を手放す決心がついた。6 月の車検までで廃車する。⇒いままで車にかかっていた経費(駐車場 8400 円、任意保険 9910 円、ガソリン 0.5 万)がかからなくなれば、その分を貯金することを進言(別口座を作る)
- ・水道光熱費、電話代関連は 4 月から口座引き落としの手続き完了。(これまでは年金月にまとめて 2 ヶ月分を振り込み)
- ・急な出費に対応するために、500 円玉貯金を始めた。

### 第 14 回定期面談(2012 年 5 月)

### 第 15 回定期面談(2012 年 6 月)

- ・6 月 16 日に車とお別れした。本日、「ゆうちょ銀行」で通帳を作り 12000 円を入金した。念願の「貯金用通帳」をみてもらいたい、と持参された。⇒来月からは、車経費がなくなり、目標としていた「年金」だけでの生活が実現できそうな様子。そうなるアルバイトのお金はすべて貯金できるようになる。
- ・相談者より、貯金ができるようになったことが嬉しい。貯金の楽しみができた。

### 第 16 回定期面談(2012 年 7 月)

### 第 17 回定期面談(2012 年 8 月)

### 第 18 回定期面談(2012 年 9 月)

- ・ワンコイン貯金が 52000 円になった。
- ・前回預っていたレシート・領収証の集計・記入を半分残しておき、来室時に一緒に記入作業を行った。家計簿を今度こそ自分で記入すると、改めて宣言。

### 第 19 回定期面談(2012 年 10 月)

- ・前回宣言通り、初めて自分で記入した家計簿を持参。一緒に集計を行ったところ、支出合計が始めて 20 万円に収まり、目標の月 20 万円の生活をクリアした。
- ・相談者より、「家計簿の記入は一日を振り返りながら楽しんでつけている。次回は集計までして持参したい」とのこと。

### 第 20 回定期面談～第 28 回定期面談(2012 年 11 月～2013 年 7 月)

- ・着実にワンコイン貯金ができている。毎回貯金額が少しずつ増えていくことが楽しみになっている様子で、笑顔で報告される。
- ・生活費の支払は全て口座振替に切り替えが完了。年金を月管理できる家計になった。
- ・生活スタイルもずいぶん見直しができ、お金のかけ方や、物を購入する前に「考える」ことができるようになったと自分自身の意識の変化に自分で驚いていると話された。

### 第 29 回定期面談(2013 年 8 月)

- ・8 月で 30 回返済を完済された。
- ・今後のライフプランについて相談  
⇒今の住居は年数制限付住宅のため、今後転居が必要になる。現在の年齢から今後は 2～3 年先をイメージして、今から準備しておいたほうがよいと思われる。
- ・借入金の返済が終了後、返済に充てていた(月 22000 円)は、そのまま貯金することを進言。現在の貯金(37 万)が 2 年後には 100 万円になる。
- ・相談者より、今回で面談は終了するが、来月まで面談をお願いしたい。

### 第 30 回定期面談(2013 年 9 月)

- ・前回提案したとおり、今までの返済金をそのまま貯金できるよう、通帳を作って持参された。
- ・これまでの家計指導についての感想をいただいた。  
⇒いただいたアドバイスはどれも納得できるものだった。  
3 年前の自分からは想像も出来ないくらい家計の意識が変わった。毎月の訪問(定期面談)が自分の励みになった。今回で終了するのが残念。半年後、できれば家計を見てもらいたい。
- ・来年 3 月に面談することを約束して、終了した。

## 事例報告 7 生活保護からの脱却と就労での解決事例

- ・相談者：31歳男性
- ・家族：一人暮らし
- ・収入：雇用保険受給中/11.0万円/あと1ヶ月間で終了。
- ・債務：消費者金融2社と叔母5万円、残高140万円
- ・滞納：住民税80万円
- ・住宅給付金利用：生活福祉金庫（社協）より1万円の借り入れ。

### 相談内容

- ・借金問題があり、生活も落ち着かないため、債務整理及び生活再生に必要な家計収支の目安などを含めた家計を見直す。
- ・相談者は1ヶ月後には雇用保険が切れる為再就職を希望。
- ・手持ちが2,500円、次の雇用保険までの生活費が不足。

### 状況

- ・数ヶ月前まで契約社員として就労していたが契約満了のため失業状態となる。
- ・21歳のとき友人の保証人となり自己破産したため、車のローン等が組めない。
- ・両親は相談者が3歳のときに離婚。父親と祖母の暮らしが長かったが父親は再婚、また数年前に脳梗塞で倒れ父親に援助を頼める状況では無い。

### 家計表作成・家計指導

- ・家計表を作成し、当面の生活費がないことを含め就労準備をする為にも一時的に生活保護を申請し、生活のめどを立てた。
- ・相談していた叔母からの支援が得られ、保護申請を取り下げた。
- ・家計計画表を作成し、滞納の税金の支払い計画、就労の収入予算を立てる。
- ・破産管財人費用を準備するための積み立て貯蓄を組み込む。

### 解決方針

- ・2度目の自己破産手続については弁護士と相談し、現状が生保と同程度である家計収支なので、それが見える家計表を法テラスに提出し、法律扶助の返済猶予が受けられるようにした。
- ・家計が成立する収入を前提に就労支援を受ける。

### 相談後

- ・就労支援を行い相談者の意向に沿った正社員就労ができ、「とてもやりがいがある。楽しい。」との連絡がある。
- ・就労場所に近い所への転居も出来、滞納していた税金分納計画に沿い支払い中である。

### 現在の様子

- ・転居に伴い自立相談支援事業所が別の事業所に移ったものの、その後もしばらくは、現在の住居での家計相談支援を希望され、継続している。

### 家計相談支援の効果

1. 借金問題が解決し、税金滞納分の返済計画も立って、生活が安定した。
2. 支援機関が入ることで、親戚との関係も改善した。
3. 生活も精神状態も安定し、就労に結び付いた。

## 事例報告 8 債務整理（過払い請求）と継続した家計相談を行い、税金滞納の解決と年金内で生活することができるようになった事例

相談者：70代男性一人暮らし  
収入：本人年金 月 17.1万  
（冬季の期間限定でアルバイト収入あり 11月～1月、月 7万）  
債務：本人名義 2社 残額 140万、月 5.5万返済中  
年金担保借入れあり。（年金月 5万返済中）  
滞納：家賃 2ヶ月（6.6万）、税金滞納あり（詳細不明）

### 相談内容

- ・定年退職後、年金での生活や返済が困難になり、数ヶ月前に年金担保で借入れたが、年金月 5万返済が重く、税金（国保・介護保険）の滞納、家賃の 2ヶ月滞納が起こっている。滞納家賃、滞納税金を解消するために貸付を希望。

### 現状

- ・本人の同意を得て、独立している娘たちに連絡し同席を依頼。父親の生活を心配して同席。
- ・10年ほど前に、サラ金 7社を銀行のおまとめで完済。現在返済中の債務 1社とあわせて月 5万の返済が家計を圧迫している。
- ・カード利用で、日常の支出把握ができていない。車の任意保険にも未加入。
- ・過去に家賃滞納で裁判になっており、今後 3ヶ月滞納すると強制退去になる。

### 家計表作成・家計指導

- ・家計表を作成してみると、本人年金収入月 17.1万に対し、支出 22.6万。
- ・過去に完済したサラ金 7社の過払い請求と現在返済中の債務 1社の任意整理で専門家へ同行する。
- ・滞納状況の確認（税金等）を行う。

### 継続家計相談実施

- ・弁護士事務所へ同行。1社の任意整理と 7社の過払い請求で受任。
- ・冬場（11月～1月）は期間限定のアルバイト収入が月 7万～9万あるが、2月以降年金だけになると、家計が成立せず娘達の支援で凌いでいる状況。
- ・相談者の入院等もあり、娘たちとの電話連絡で状況を共有しながら支援体制を取る。
- ・3回目の家計相談。3、4社は過払いが確定し、弁護士費用の清算や、1社分の任意整理の清算が過払い金で可能なことが判明し、債務問題は全て解決。
- ・相談者の振り返りとして数年前と比べ、家計状況が分かり年金の範囲内で質素に暮らす生活が身についてきたとの感想。
- ・年金入金後の 2ヶ月間の資金繰り表を作成。税金の支払い方について徴収窓口相談へ同行し、分納計画を作成した。
- ・4回目の家計相談。初めて年金内での生活ができた。ipadを活用して家計表を作成している。
- ・貸付希望での来室だったが、債務整理と丁寧な家計相談・指導により、滞納税金等の窓口相談も進み、生活の立て直しができた。心配されていた娘さんたちも安心された様子。

### 家計相談支援の効果

1. 過払い金がある債務だけではなく、全てを債務整理したので、過払い金で返済も出来、債務もなくなり、生活が安定した。
2. 滞納の税金についても、分割払いの計画を立てて、支払うことができた。
3. 収入に波のある生活を、家計管理により安定させることが出来た。
4. 娘たちへ生活費を無心することもなくなり、娘たちの生活も安定した。

## ある相談窓口の事例から家計相談支援へのアプローチを探る

家計相談支援＝家計の見える化

1. 本人にあまり負担をかけずに家計の現状を理解してもらうための支援
2. 本人がプランを選択できるように、いくつかの選択肢を提案する支援
3. 本人が将来にわたって自己管理できるようにする支援
4. 家計相談支援は出口を見つけ出す支援

平成27年4月～11月

連番	日			相談内容		
(1)	27	4	1	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話相談</li> <li>母子世帯</li> <li>・他人名義の市内アパート在住。主(29歳)と子(1歳7か月)の母子世帯。</li> <li>・母子手当の申請をしたが、住まいの名義が異なるため対象に成らないと言われた。生活保護も同じ審査であると言われ、相談には行っていない。</li> <li>・H27.2に夫がうつにより自死。死亡する1週間前に離婚届提出。</li> <li>・夫には多額の負債もあり、子どもへの相続は放棄。遺族年金も対象外。</li> <li>・現在保育園の空きもなく子どもを預けることもできず、仕事にも就けない。</li> <li>・無職では賃貸契約はできないため、群馬の母が名義は貸してくれると言っているが、金銭支援は不可。</li> </ul>	家計相談で明確化する内容  使用ツール ・相談時家計表 ・家計計画表 ・ライフイベント表 ・キャッシュフロー表
					<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所に連絡。生活保護受給対象にならないか確認。</li> <li>・生活保護の相談に応じること可。</li> <li>・他人名義のアパートにつき、住宅扶助なし。他人から支援を受けていると言うことで、収入認定になる可能性あり。</li> </ul>	(保護)
					<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協貸付は対象にならないのか確認。</li> <li>・母との同居は考えられないのか？</li> <li>・2年以内に離職していれば、住宅支援給付と総合支援資金を併用することは可能になるのではないか。</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>●主へ電話</li> <li>・2年以内の離職を確認するが、結婚後仕事はしていないとのこと。よって、住宅支援給付、総合支援資金は対象外。</li> <li>・生活保護相談を紹介する。</li> </ul>	
27	4	3	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所より連絡</li> <li>・市役所へ、来所相談があったとのこと。</li> </ul>		
(2)	27	4	6	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談より確認の電話。</li> <li>・3月20日離職。失業保険は対象外。母と二人世帯。現在の収入は母の年金(5万/月)のみ。</li> <li>・母は末期がんで自宅療養中。</li> <li>・父が死亡後、遺族年金の申請中。本籍が市外であるため、書類をそろえるのに時間がかかる。</li> <li>・住居確保給付金について申請。</li> <li>・現在金融資産の確認中につき、対象になるかは未定。</li> <li>・総合支援資金についても検討。</li> </ul>	家計シュミレーションで見える化する。 ・収入が年金月に5万円で具体的にはいくら赤字になるのか。 ・遺族年金が支給された以降の収支状況はどうなるのか。
	27	4	6	月	<p>女性(県営住宅在住、50歳代)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県営住宅で同居する母親がH26年4月に急死。火葬代を分割誓約。市・県民税の滞納もあり、分納中。</li> <li>・県営住宅は母名義であり、継承する場合、家賃が高額になると言われている。</li> <li>・現在〇〇でパート就労するが、車検も重なり困窮。</li> <li>★平成26年12月緊急小口資金申請し、貸付決定。</li> </ul> <p>●自立支援相談員より連絡(H27. 4)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市役所へ生活保護相談のため来所。</li> <li>・県営住宅の6万円の支払いが今月から始まる。生活保護を受けて、家賃額を下げようと思っておられた様子。</li> <li>・〇〇に安い物件も探しておられるよう。仕事もされているため、収入の範囲で生活できるような転居も検討してはどうかと提案したとのこと。県営住宅にこだわる理由が不明。</li> </ul>	家計で見える化する内容 ・火葬費用や市県民税などの生活費、車検費用、緊急小口資金の返済などがパート収入で賄えるのか？月返済額がいくらなら家計が成立するかをシュミレーションする。 ・返済はいつまで続くかを見える化する。 ・その上で、家賃66,500円を支払って家計が成り立つのかを見える化し、本人に考えてもらう。

(3)	27	5	28	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より報告</li> <li>・〇〇弁護士事務所の弁護士とともに、市役所来所。</li> <li>・転居の件等で傷心し、就労できない状況。これから受診し、診断書もかいてもらう予定。</li> <li>・〇〇県営住宅には生活保護を受給できるなら継続して居住可能と言われた。</li> <li>・生活保護申請予定。</li> <li>・今は、約60,000円の家賃と水道料金を支払っている。</li> <li>・社協で何か支援できないか？と尋ねられ、米3合を1回限りで渡せることを伝えた。この後そちらへ行かれるだろう。</li> </ul>
	27	5	28	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主来所</li> <li>・午前中に市役所へ行き、一度家に戻って睡眠をとってから来たとのこと。</li> <li>・〇〇法律相談で法テラスを紹介され、相談した。そこで法テラスの制度を利用して、弁護士に一任した。</li> <li>・現在も県営住宅の名義変更はできず、66,400円の家賃を支払っている。支払っている限りは県としても退去命令は出せないよう。</li> <li>・4月25日の手取り給与は117,000円、5月25日は128,000円。</li> <li>・精神的にもしんどく、仕事を減らしてもらおうかと思っている。</li> <li>・病院は本日午後休診につき、明日受診する予定。</li> <li>・緊急小口も今月償還できていない。</li> </ul>
	27	5	28	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協に償還猶予について確認</li> <li>・猶予申請可能。生保申請の場合のみ1年間可。病気療養などであれば、その期間猶予可。主の状況に応じて相談に応じること。</li> <li>・2回は償還あり。今月の償還ができていない状況。</li> </ul>
	27	7	31	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーより連絡</li> <li>・一度、生保却下になったが、また本日弁護士と共に来所され、生保申請された。</li> <li>・よって、緊急小口資金の返済もできない。</li> <li>・弁護士は〇〇第一法律事務所 〇〇氏</li> </ul>
	27	8	27	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーより連絡</li> <li>・また、生保申請されるようだが、却下になる予定。</li> <li>・緊急小口は償還できていないと思うが、却下になり、いざ転居する場合、転居費はないとおもわれる。転居費用は借入できるか？</li> <li>・現在家賃を66,500円払っておられ、しんどい状況であるが、生保基準で計算するため保護はかからないだろう。</li> </ul>
27	8	27	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ報告</li> <li>・3月から償還開始になっており、2回のみ償還。10月末が償還期限。</li> <li>・償還が終了していても、順調に償還いただければ検討できないこともないが、現在は償還がないため、貸付不可と返答することとする。</li> </ul>	
(4)	27	4	9	木	<p>40歳代女性、子(20歳無職、18歳短大生)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員とともに面談</li> <li>・H16. 9からH27. 3契約社員として就労。毎年契約更新されていた。県内での業務縮小にともない、〇〇への転勤を打診されたが、ことわったため、契約満了で離職となる。</li> <li>・自己都合によりH27. 7からしか失業給付がでない。</li> <li>→職業訓練について説明</li> <li>→緊急小口資金制度説明(失業給付支給までのつなぎとして)</li> <li>→就労支援員より、情報提供</li> <li>→分譲マンションにつき、ローン返済はしているが、住宅確保給付金は対象外。</li> <li>家の査定もしたが、借金が残ってしまう。</li> <li>★緊急小口資金申請。貸付決定</li> </ul>

(5)	27	4	10	金	<p>40代男性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話にて問合せ</li> <li>・「総合支援資金について教えてほしい」と電話。</li> <li>・夫はH26. 2離職、主は就労月収10万円、大学2年、高校生の子ども2人。</li> <li>・夫は離職後、失業保険受給、パソコン講座2カ月受講</li> <li>・公共料金、年金が払えなくなった</li> </ul>	<p>家計の見える化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・妻・夫の全収入を計上し、1カ月の収支が赤字か黒字かを見る化する。</li> <li>・子どものライフイベントを把握し、家計に反映させ、家計が維持できるかどうかをシュミレーションする。</li> <li>・総合支援資金の返済を組み込み、キャッシュフロー表を作成し、返済開始後の支出額を把握し必要な収入額を見定め求職先を探す。</li> </ul>
	27	4	10	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員、生活保護相談員と同席して面談</li> <li>・H26. 1離職、主は5年ほど前からうつで休職、復職を繰り返す。離職前の給与は14～15万円。傷病手当も受給。離職後H26. 9まで失業給付受給。職業訓練校にも通い、パソコンの資格取得。</li> <li>・フォークリフト等の資格をもつが、メンタル面でしんどいため、それ以外の仕事を探している。現在は事務職を中心に求職活動実施。</li> <li>・〇〇や〇〇など派遣の仕事の登録もした。</li> <li>・妻は〇〇の協力会社の正社員として就労。月収10万円と年2回のボーナス(17万円×2)。</li> <li>・住宅は持ち家。住宅ローン支払い中。本来ならば65,000円/月だが、利息のみ返済中。返済額は16,000円/月。</li> <li>・退職金などは、子どもの入学金等に使う。子どもは現在大学2年生と高校2年生の男子。長男はアルバイトもするが自分の小遣い程度の収入。次男は偏頭痛などもあり、単位制の高校に通う。</li> <li>・主の母は病気療養中。妻の母もペースメーカーをつけ、弟もうつで数年前から〇〇を利用。</li> <li>→自立支援相談申込み。総合支援資金貸付希望。制度説明、申請書類一式お渡し。</li> <li>★総合支援資金貸付申請。貸付決定。</li> </ul>	
(6)	27	4	10	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員とともに面談</li> <li>40歳代男性、70歳代の母と同居</li> <li>・主はクローン病や胆石などの持病のため長期間の就労が難しい。</li> <li>・母も末期がんにつき介護サービス利用。</li> <li>・父と母の年金で今まで生活してきたが、父が1カ月前に死去。香典などで当分の生活費はあるが、その後の生活が心配。</li> <li>・病院の未払い金もあり、分納の約束をしている。</li> <li>→緊急小口資金</li> <li>→住居確保給付金</li> <li>→就労支援</li> <li>→遺族年金の手続き</li> <li>→生命保険の手続き</li> </ul>	<p>家計の見える化を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の家計収支を大きく把握する。</li> <li>・年金・香典・ガン保険でいつまで生活可能かシュミレーションする。</li> <li>・母の末期ガン治療、介護サービス費用を組み込み、家計を試算し、自立相談に戻し就労に繋ぐ。</li> </ul>
	27	4	30	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●来所につき面談</li> <li>・緊急小口資金決定通知書等引き取りのため来所</li> <li>・がん保険の一時金が入金された。5、6月の生活費は何とかなるだろうとのこと。</li> <li>・仕事の方は面接はするが、時間等のこともありなかなかいいところがない。</li> </ul>	
(7)	27	4	13	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●来所相談</li> <li>20歳代夫婦</li> <li>・交通事故をして車の修理代40万円を請求されている。</li> <li>・一括で支払うように言われている。アイフル等では借入できない。</li> <li>・しごとはしているが、まとまったお金が用意できない。</li> <li>→県社協へ貸付について確認するが対象外。</li> <li>→県交通事故相談を紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計表を作成し、車の修理代の支払い可能額を算出する。</li> <li>・分割払いをシュミレーションし、交渉しやすくする。</li> </ul>
(8)	27	4	14	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●来所相談</li> <li>30歳代女性 保健師同席し面談</li> <li>・6月出産予定。妊婦健診の費用ならびに、出産費用の自己負担分が支払えない。</li> <li>・1月の結婚を機に、退職したため支払ができず、健診の受診もできない。</li> <li>・夫は就労、月収16万円。社保加入のため出産一時金42万円あり。</li> <li>・夫に内緒で、実家のローン(月額58,000円)を支払っていた。結婚祝いなどもローンの支払いに充当してしまった。夫には相談できない。</li> <li>→済生会低額診療事業問い合わせるが、保険診療のみ対象となり、自費分は適用されないとのこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計表を作成し、家計の現状を見える化する。</li> <li>・実家のローンの話が本人のローンではないかを確認する必要あり。</li> </ul>
(9)	27	4	14	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健センター保健師より相談</li> <li>20歳代女性、乳児と2歳の子ども</li> <li>・夫が生活費を使い込んで、家を出た。6万円のみ残して家を出てから2週間、連絡も取れない状況。</li> <li>・生後間もない子、2歳の子が残されている。</li> <li>・近日中に保健師により訪問予定。</li> <li>→緊急食糧提供制度の説明、申請書お渡し。</li> <li>→生活保護も検討しては？</li> </ul>	(保護)

(10)	27	4	14	火	<p>●自立支援相談員より相談</p> <p>50歳代女性、連れ子の子夫婦と同居</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年前に離婚した夫の連れ子夫婦のアパートにて居候</li> <li>・連れ子夫婦が離婚することになり、連れ子と主が家を出なければならず、転居費用の借入を希望。</li> <li>・就労はしているが、主曰く「飲みに行ったり贅沢しすぎた」と、預金等もなし。</li> <li>・給与は月額15～16万あり。</li> <li>・税金滞納約100万円あり。昨日分納誓約。</li> <li>・一県社協に貸付について確認するが、低所得世帯とは言えないため対象外。</li> </ul>	<p>家計の現状を見える化し、対応策を提案。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転居費用を積み立てるとした場合は家計はどうなるかを試算する。</li> <li>・100万円の滞納税の分割払いを組み込み、シュミレーションし、支払方法を提案する。</li> </ul>
(11)	27	4	17	金	<p>●来所相談</p> <p>40歳代女性、市営住宅在住、子ども3人(小3、小1、年少)母子世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月から保険会社に転職するが、スーツや営業のために車が必要。</li> <li>・車は、ローンの残っていた車を売却し、安い車を19万円で購入したが、信号待ちでエンジンが止まってしまうこともあり、修理が必要</li> <li>・現在の収入は10～12万円(年収1,913,201円)だが、5月末からは約18万円の収入増になる見込み。(3カ月は収入が保証されるが、その後は歩合制)</li> <li>・市営住宅(改良住宅)14,000円、学童保育所利用料28,000円(二人分)などかさむ。住宅は年々値上がりする。</li> <li>・ガスは約30,000円(2カ月分)滞納。</li> <li>・児童扶養手当(49,000円)や児童手当(35,000円)は公共料金の滞納分に充当するためなくなってしまう。</li> <li>・離婚した時に、クレジット会社で借入した分の返済に追われて、毎月の生活が回らない</li> </ul>	<p>・相談時家計表でそもそも現状の家計収支がとれているかを点検。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入の変化にともなう家計収支の変化が本人に分かるようにする。</li> <li>・債務整理をした場合の家計収支をシュミレーションし、家計が成り立たなければ、債務整理を勧める。</li> <li>・中古車の購入も支払いに組み込みシュミレーションし、購入可能額、毎月の支払い額の限度が数字で見えるようにする。</li> </ul>
	27	4	28	火	<p>●自立相談相談員も、同席して相談対応。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急小口資金申請書提出。</li> <li>・5月からの転居に伴い、リクルートスーツと中古車の購入希望</li> <li>・〇〇の友人が車購入費用を貸し付けしてもらったと言っていたとのこと。</li> <li>・「生保を受けて、子どもも学童いかせず、車も持たず、最低生活費が確保できればその方がいい」との発言あり。「頑張って働いて、少しの所得税が発生しているからとの理由で学童の減免対象外になるのはおかしい。働くなということか。子どもを預けなければ仕事できない。」</li> <li>★緊急小口資金貸付申請。貸付決定。</li> </ul>	
	27	7	24	金	<p>●学童保育料支払のため来所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事は継続してできている。</li> <li>・車は何とか今のところ動いている。</li> </ul>	
(12)	27	4	24	金	<p>●来所相談</p> <p>男性(〇〇在住)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離職し、家を出なければならないがお金もない。</li> <li>・市役所か社協に聞いてみたら、と言われて聞きに来た。</li> <li>・転宅費の貸付について説明。ただし、審査会が5月のため、交付は5月末になることを説明。「ちょっと遅い」とのこと。</li> <li>・生活保護を申請されるならば、給付開始までのつなぎとして緊急小口資金を申請いただくことが可能であることを説明。一度市にも聞いてみるとのこと。</li> </ul>	(自立)
(13)	27	3			<p>●来所相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・母子世帯。5人のこども(保育園、小1、小2、中1、高校生)</li> <li>・現在〇〇在住。少しでも家賃の低いところと思い、県営住宅応募し、今回当選。</li> <li>・〇市へ転入を考えているが、〇〇小学校は制服が必要、学校でも借りれない。</li> <li>・〇中学校の制服も必要。</li> </ul> <p>→家庭児童相談室問合せ →学校にも問合せするが対策なし →本会が管理する学童保育所を通じて制服リユースの呼びかけ。 →民生委員児童委員へ制服リユースの呼びかけ。</p>	(保護)
	27				<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の制服お渡しするが、小学校の制服が集まらず。</li> <li>・H27年度に入ってから何度かおたずねあり。</li> </ul>	

(14)	27	4	27	月	<p>女性(30歳代、市営住宅在住)市役所来所、市営住宅係から自立支援相談へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員から問合せ</li> <li>・主と子ども4人(14歳、12歳、10歳、5歳)</li> <li>・以前離婚した夫(44歳)と復縁した。現在住んでいる市営住宅の家賃滞納(56,000円)があり、夫が市営住宅に移り住むことができない。</li> <li>・主は昨年10月にパート(1日3時間程度)を人間関係悪く、離職。よって退職証明等も依頼することが難しい。</li> <li>・夫も今年3月に離職。3カ月後に失業給付受給予定。現在アルバイトを探している。</li> <li>・昨年12月から復縁し、夫が生活費を負担していたことから児童扶養手当は打ち切られた。</li> <li>・電気代滞納4~5万円。今月支払わなければ送電停止予定。</li> <li>・水道代滞納10万円、国保税滞納10万円あり。分納誓約は交わす。</li> <li>・幼稚園の給食費の滞納あり。</li> <li>・子どもが多いことから軽自動車から中古の普通自動車へ買い替え、30万円。毎月5,000円の支払いあり。</li> <li>・消費者金融に10万円の借入あり。毎月2万円の支払いあり。</li> <li>* 住宅確保給付金は、主たる生計維持者が主ではなく夫であるため対象外。</li> <li>* 詳細を聞くと、以前夫が鉄工所を経営していたが、破たんを機にたまえ上は離婚。夫は〇〇の兄と同居していた。月20~30万円を夫が生活費として支援していたよう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談時家計表で家計収支の見える化を図る。</li> <li>・公共料金、税金等の滞納などの分割納付も組み込み、1カ月の生活に最低必要な生活費を割り出す。</li> <li>・生活費相当の収入を目安に就職先を探せるように、自立に相談に繋ぐ。</li> </ul>
	27	4	27	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認。</li> <li>・償還メドも立たず、これ以上負債を増やすことは望まれない。就労のメドなどもう少し計画が立てられた段階で相談を受けたい。なお、緊急小口資金の対象ではないことはない。</li> </ul>	
(15)	27	4	28	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●来所相談</li> <li>男性(自立支援相談相談員から紹介されたと来所)</li> <li>・建築業(自営)していたが、昨年5月に交通事故。後遺症により仕事が減り、現在収入なし。従来から開業届は未提出につき、廃業の証明でない。</li> <li>・保険会社と協議中で、5月末には示談金が入る予定。</li> <li>・連休明けには知り合いのところで仕事をする予定。ただし、雇用契約等は締結する予定なし。</li> <li>・現在、父の所へ身を寄せている。父は年金受給。</li> <li>・交通費や食費が必要なため貸付希望。なるべく早くお金を貸してほしい。</li> </ul>	(自立)
	27	4	28	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認</li> <li>・証明書類等書類がそろわないため、貸付対象外と思われる。</li> <li>* 主は確認に時間がかかったこともあり、「もういいですわ」と怒った様子で帰られる。</li> </ul>	
(16)	27	4	30	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より問合せ</li> <li>父子家庭。</li> <li>・交通事故により、父親が7カ月間刑務所に入る予定。</li> <li>・仕事は辞めさせられた。</li> <li>・小学3年生の子どもは近隣に住む姉が面倒をみる予定。</li> <li>・刑務所服役中の賃貸アパートの家賃の借入はできないかおたずね。</li> <li>・明日午後に来所相談予定。</li> <li>・一家賃の借入は対象外だと思われるが、総合支援資金の住居入居費は要検討。ただし、雇用保険の受給資格により、対象になるかどうか・・・</li> </ul>	(保護)
	27	5	1	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協に確認</li> <li>・出所後、住宅を確保するための「住宅入居費」については雇用保険の要件は関係なし。</li> <li>・ただし、住宅確保給付金が確定していることが前提。</li> <li>・入居後は家賃は住宅確保給付金、生活費は失業保険を充当し、求職活動をするようになるだろう。</li> </ul>	
	27	5	1	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員へ貸付について報告。</li> <li>・7月からは生活保護の住宅扶助基準の改定により、住宅確保給付金の金額も改定されることとなり、減額すると思われるため家賃の自己負担額は増額する可能性大。</li> </ul>	
	27	5	1	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員が面談。報告。</li> <li>・賃貸アパートは継続したい。解約はしたくない。中学3年生の娘を一人置いておきたい。</li> <li>・高校受験を控えているから、転居はしたくないから。</li> <li>・H26.11交通事故ではなく、交通違反。</li> <li>・収監等されると思っていたため、求職活動をしていた。よって、失業給付は手続きすらしていない。失業給付をもらう気もない。</li> <li>・現在の手持ち金80,000円</li> <li>* 中3の娘だけを残すことはダメ(家児相も同意見)。誰かが同居できたとしても、こちらの提供する情報について自分で動く気なし。市としても、社協としても主の動き次第で、現在は何もできない。</li> </ul>	
	27	5	8	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電話相談(市役所電話交換からつながる)</li> <li>女性</li> <li>・手術費用に関して緊急でお金を貸してほしい</li> <li>・実家に住んでいるが世帯分離をしている</li> </ul>	(自立)

(17)	27	5	8	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認</li> <li>・福祉資金に該当項目なし</li> <li>・ただし、同じような問い合わせは数件あり。</li> <li>・緊急小口資金の滞納要件が対象に成る場合、貸付したこともあり。</li> </ul>	
	27	5	8	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主へ再度電話</li> <li>・中絶費用約14万円借入希望。</li> <li>・世帯分離はしているが、両親とも就労収入あり。生活費として両親にいくらか渡している。</li> <li>・月収12万円(夜の仕事)。つわりがひどく、仕事もままならず、時給につきこれからの収入も減少するだろう。</li> <li>・両親には相談できない。カード等での借入も不可。</li> <li>・職場のママに数万ぐらいなら借りることはできるが、10万円以上になるとなんともできない。給与も使ってしまうと次の生活ができなくなる。</li> <li>→世帯単位での貸付につき、低所得とは言えない。滞納要件もなし(公共料金等は両親が支払っている)</li> </ul>	
(18)	27	5	8	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所担当ワーカーより連絡</li> <li>男性(30歳代、生活保護受給)</li> <li>・泥棒が入り、生活保護費を盗られた。生活費なく、食べる物もない。</li> <li>・福祉事務所としては、保護費の再支給ができないことはないが、この世帯については再支給するよりも現物給付にて、乗り切ってもらおうことを考えている。</li> <li>・米など渡すことはできないか。主は10kgほどの米を希望している。</li> <li>→課長と協議の結果、生活保護世帯ということもあり、1人3合の米を渡すという原則でお渡ししたい旨伝える。</li> </ul>	(保護)
	27	5	8	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所係長より再度連絡</li> <li>・米をもう少し渡すことはできないか、問い合わせ。</li> <li>→局長と協議することを伝える。</li> <li>* 局長と協議</li> <li>なぜ、規程以上の量の米が必要か、福祉事務所の意見書を添付いただくことで、最高5kgの米を提供する方針を決定</li> </ul>	
	27	5	11	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話</li> <li>・「6合しかないのか！それなくなったら、保護費支給までどうしろというのか！万引きでもしろということか！」と電話。</li> <li>→本来ならば1人3合で6合しかお渡しできないところだが、福祉事務所と協議し5kgの米をお渡ししたことを説明。米がなくなった時のことは福祉事務所へ相談していただくよう伝える。</li> </ul>	
	27	5	18	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所係長より連絡</li> <li>・主がどこからか、「生活保護再支給」の情報を入手したらしく、知ってしまったからには、再支給しない理由はないため、再支給することになった。</li> <li>・申請日から月末までの分を再支給した。</li> <li>・現在米は2kgほどしか残っていない。</li> </ul>	
	27	7	8	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話</li> <li>・現在生活保護受給。妻の障がい年金(約12万円/2カ月)あるため、生保は5~6万円。</li> <li>・年金の入る月は生活できるが、入らない月は生活ができない。</li> <li>・妻の妊婦健診や自分の通院(〇〇の手術予定・〇〇医大)のためのバス代等の出費もある。</li> <li>・二人ともごはんを食べていない。</li> <li>・この前福祉課の課長に「生活できなければ電気、ガス、水道を使うな！」と言われ、ケンカ売ってるのではないか。</li> <li>・自分は〇〇市社協で借入をしているので、社協では手助けしてもらえないことはわかっている。</li> <li>・最近引っ越ししたところで、以前のところと新しいところの電気代や滞納の分の支払いがあり、それを支払うと生活できない。</li> <li>・引っ越し費用は生活保護で負担してもらった。</li> <li>・冷蔵庫は壊れており、食事なども作り置きができない。その日にその日の弁当などを購入しなければならず、支出が増える。</li> <li>・福祉事務所の職員は、今の現状をわかっていない。</li> <li>・〇〇市では月1回炊き出ししたり、米や野菜を配るグループがあった。そのグループに社協の貸付について紹介してもらい、自分は屋根のあるところで生活することができるようになった。〇市にはそのようなグループはないか？</li> <li>→市民活動団体なし</li> <li>・福祉課は全然訪問に来ない。電話で話すだけ。</li> <li>・福祉課と何か良い策はないか相談してほしい。</li> <li>→今考える中では良い策は思いつかない。とりあえず福祉課とは相談することを伝える。</li> </ul>	

			<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーへ報告</li> <li>・主から電話があったことを報告。</li> <li>・主世帯は障がい加算、妊婦加算あり。</li> <li>・妻は〇〇病院に受診。</li> <li>・〇市〇丁目 ハイソ〇〇へ転居した</li> <li>・次の訪問は7月予定</li> <li>・主は歩くこともしんどいとは言いが、先日自転車で軽快に走る姿を目撃している。</li> <li>・主が言うには多額の負債があるとのこと。法テラスを紹介し、諸手続きをするよう言っている。</li> <li>○内職の求人情報を流す。(ミシンかけなどが多い。内職をするかどうかは本人が決定。就労収入については少額ではあるが収入認定を免除できることを伝える)</li> <li>○地権利用(ただし、お金が増えるわけではないことを伝える)</li> <li>○米はもう提供できないか?→課長に確認</li> </ul>		
27	7	10	金 <ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話</li> <li>・午前中に、妻を妊婦健診に連れて行くからと、職員が6名ほど来た。</li> <li>・2時間ほどして帰ってきた。</li> <li>・帰ってきた妻から話を聴くと、職員が医者にも、食事が摂れていないから〇〇病院に入院させてくれないかと話をしていたとのこと。</li> <li>・結局医者にも怒られて、入院もできず帰ってきたが、そのやり方はおかしいのではないかと妻にも夫である自分にも何の説明もない。詐欺ではないか?人さらいと一緒にではないか?</li> <li>・食べておらず、栄養が足りてないから、二人とも、施設にでも入って食事を確保する、つというのならわかるが...</li> <li>・福祉部長に謝りに来いと電話した。社協からも言っておいてほしい。</li> <li>●生活保護ワーカーへ連絡</li> <li>・主から電話があったこと、福祉部長に謝りに来てほしいと言っておられたことなどを報告。</li> <li>・主には言っていないが、救護施設の空き状況なども調べている。</li> <li>・奥さんの年金もあり、福祉事務所が主世帯の金銭管理をできるわけではないので、地権の利用も考えている。</li> <li>★妻と地域福祉権利擁護事業の契約締結。(妻の年金を管理)</li> </ul>		
27	5	12	火 <p>70歳代男性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●元民生委員より連絡入る</li> <li>・「飯食ってない」と元民生委員へ相談あり。</li> <li>・市営住宅に娘夫婦と同居、近くに息子夫婦もいるが、関係はあまり良くないらしい。</li> <li>・社協へ相談に行けといったので、よろしく。</li> </ul>	・年金月30,000円での支出状況を押さえて、娘夫婦の話を聞いて判断する。	
(19)	27	5	12	火 <ul style="list-style-type: none"> <li>●主来所され面談</li> <li>・次の年金までの生活費がない。「いまたちまち5万円ほど貸してほしい」。</li> <li>・ぜんそくと肺気腫の持病を持っていて〇〇病院に通院しているが、食事も一日1食食べられるかどうか、風呂も入っていない。年金は月30,000円程度しかなく、通院費もない。</li> <li>・昨日新任民生委員と一緒に市役所に相談しに行ったが、娘夫婦と一緒に住んでおり、生活保護も難しいと言われた。</li> <li>・娘夫婦と同居。娘夫婦が家賃や光熱水費を支払ってくれている。</li> <li>・娘は体が弱いので家にいるが、娘の夫は自営業を営んでいる。その時々で、収入の上下がある。自分たちの生活だけでいっばいだと思う。自分は持病もあるので、一緒に住んでもらうようには頼んでいる。</li> <li>・食事などは二人で食べている。声もかけてくれない。自分はスーパーの弁当などを買って食べている。家には寝に帰っているだけ。</li> <li>・以前は運転の仕事もしていた。車を運転していると、しんどいことはないが、少し歩いただけでしんどい。年2~3回〇〇へ行ったり、近場をウロウロしている。</li> <li>・車にかかる費用は、車検は12月に受けたところ。10,000円ずつ月賦で支払った。ガソリン代は月5,000円程度。</li> <li>●市包括支援センターに施策等問合せ</li> <li>・給食サービスや医療費負担軽減の施策等は利用できず。</li> <li>・今までから、市営住宅に住み票はあったが、実態は〇〇市に居住する障がいをお持ちの方の家に転がり込んでいたよう。そこで、その人の金銭搾取をしていたよう。そこで、鍵を取り換えられ、追い出された形になったため、今困って相談に来たよう。</li> <li>・今まではどのように生活していたのか尋ねるが、「何とかやりくりしていた」とのこと。</li> <li>・今回なぜお金が無くなったのか尋ねると「友人が亡くなって」とのこと。</li> <li>→今までなんとか遣り繰りできていたとのことなので、今回だけは助けてほしいと娘に話をするよう伝える。</li> <li>→娘に話がしにくいようであれば、元民生委員に仲介にはいってもらうことを提案。主も了承。電話をしておいてほしいとのこと。</li> <li>→娘にごはんのみたいてもらうことを提案し、「緊急食料等提供事業申請書」に記載。のり1ケース、レトルトカレー3袋、みそ汁お渡しする。</li> </ul>	

	27	5	13	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●元民生委員より連絡あり</li> <li>・昨日の主の様子を確認のため電話。</li> <li>・また、〇〇氏から主の娘へ、ご飯だけでも炊いてもらうよう声かけをしてほしいことを伝える。</li> </ul>	
	27	5	13	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●包括支援センターより連絡</li> <li>・昨日の主の様子や支援内容について確認のため電話。</li> <li>・とりあえずは、すること(家族へ支援を求める)をしてから、再度相談してもらうことを確認する。</li> <li>・他の施策として考えられること ぜんそく疾患で、障がい手帳の取得→税制優遇 高額療養制度→限度額以上は還付</li> </ul>	
	27	5	18	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●包括支援センターより連絡</li> <li>・5/15(金)に担当民生委員が福祉事務所来所相談。</li> <li>・本人はいまだに車の中で生活をしているとのこと。</li> <li>・主が〇〇に住む息子に「しんどいから助けてほしい」と言ったところ、「生活保護の相談に行け」と言われたらしい。</li> <li>・市営住宅の名義は主自身。主がそこに住んでいなければ、親族も居住することができないことから、主はそこに住んでいるように装っていたよう。</li> <li>・また本会へ来所されるかもしれないとのこと。</li> </ul>	
(20)	27	5	13	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員から連絡</li> <li>男性</li> <li>・3月に派遣の仕事が始めるが、風邪をひいて連絡を入れて休むがその後は連絡入れず休み続けた。よって、3月末解雇の書類が届く。</li> <li>・最終の賃金13万円でなんとか生活してきたが、手持ちが数千円になった。</li> <li>・約200万円の負債あり。その他、家賃3カ月滞納、電話もとまる、車検も2年前に切れている。</li> <li>・離職の書類等を取り寄せるにも、電話が通じないためできない。</li> <li>・以前に社協の貸付をうけたが、償還済。</li> <li>→負債多額、離職の書類等もそろわないことから、貸付困難と判断。</li> <li>●県社協に貸付について確認</li> <li>・償還状況確認。償還計画通り、口座引落にて償還。償還済。</li> <li>●自立支援相談員と情報共有</li> <li>・債務整理について話をすすめている。明日弁護士と相談する予定とのこと。</li> <li>・今食べる物もない状況とのこと。米の提供を希望。これからそちらへ行ってもらいます。</li> <li>・車検の切れた車に乗っておられるよう・・・乗らずに行ってもらよう伝えたとのこと。</li> <li>・緊急食料等提供事業申込み。米3合お渡しする</li> </ul>	
	27	5	14	木	<p>60歳男性（身障2級、精神3級、3月末に市役所を退職）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●来所相談</li> <li>・生活保護却下された。「生活できない。今日食べるものがない」と来所相談。</li> <li>・市役所退職し、弁護士にも依頼し、退職金で債務整理。年金受給までの生活費は残すが、車の購入と結婚詐欺にあい、残っていた生活費がなくなってしまう。</li> <li>・生活保護却下の理由は、共済年金の受給を前倒ししてもらうことが可能だからとのこと。</li> <li>●県社協に貸付について確認</li> <li>・共済年金申請。支給決定までの間の生活費として緊急小口資金借入は対象になる。ただし、申請書の写し等の書類が揃うこと前提。</li> <li>・緊急食料等提供事業申込み。米3合お渡し。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入、支出、債務、滞納状況を聞き取り、1ヶ月の家計収支の状況を押さえる。</li> <li>・年金で家計が成り立っているのか、不足があるとすればいくら不足かを把握できるようにして、自立相談と共に支援策を考える。</li> </ul>
(21)	27	5	15	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より報告</li> <li>・昨日、生活保護ワーカーが弁護士と話し、年金を先にもらうよう手続きをすすめることで話げできた。</li> <li>・主が共済の担当者と話をしたところ、12月まで待てば、障がい年金もどちらとも受け取ることができるのもったいない、と言われたとのこと。</li> <li>・共済担当者と直接電話で話をす。たちまち生活ができないため、受け取りをすすめていることを説明。ただし、受取を最終的に決めるのは本人であることも再度確認。</li> <li>・いずれにしても、生活保護は対象外。</li> </ul>	

				<p>●福祉事務所より連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主は現在生活保護受給。</li> <li>・しかし、共済年金受給がスタートすれば20万円/月年金収入があり、保護は廃止となる。</li> <li>・現在障がい共済年金(3級)は10万円/月。</li> <li>・退職金2,000万円のうち、弁護士が入り債務整理して、1,000万円ほど手元に残す。それで、年金が正式支給なるまで生活できるだろうと判断したが、それもなくなったと。</li> <li>・また、6月15日の年金(2カ月分20万円)が6月末にはなくなっていたということからも、主に金銭管理できる判断能力は乏しいと考える。</li> <li>・よって、生活保護が廃止になってからは、地域福祉権利擁護事業による金銭管理ができればと考えている。</li> <li>・8月4日(火)13:30市役所来所所予定。その場で地権の説明をしてほしい。</li> </ul>		
(22)	27	5	14	木	<p>●来所相談(保健センター職員同席し面談)</p> <p>20歳代女性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫が給与を使い込んでしまい、生活費をいれてくれない。</li> <li>・夫は現在もほとんど家に帰って来ない。お風呂に入りに来たり、服を取りに来る程度。</li> <li>・話し合いをしようとする、怒ってしまい、話にならない。</li> <li>・自分が仕事をする、と言っても聞いてくれない。</li> <li>・2歳と3カ月の子どもをかかえて、精神的にもしんどい。</li> <li>→保健センター職員同席、生活保護は夫が就労していること、婚姻関係は継続していることから難しいだろうとの判断。</li> <li>・緊急食料等提供事業申込み。家族4名分、米12合お渡し。</li> </ul>	(自立)
(23)	27	5	15	金	<p>●自立支援相談員から問合せ</p> <p>40歳代女性(単身世帯)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1月末からケガで正規の仕事を休職中。リハビリ中だが治るかどうかわからない。</li> <li>・病院から労災ではないかと言われ、労災申請中。ただし、会社も県もなかなか動いてくれない、手続きがすまない。</li> <li>・今まで預貯金を取り崩して生活してきたが、今回自動車税(軽)が来て、払えない、減免制度などを問合せ。</li> <li>・積極的に求めているわけではないが、融資制度などあれば紹介を…</li> <li>→休職中につき、住宅確保給付も対象外。総合支援資金も対象外。</li> <li>→労災の支給決定があれば、支給までのつなぎの生活費として緊急小口は可。</li> <li>→ケガの具合によるが、手帳等をとる程度であれば、自動車税の減免制度あり。</li> </ul>	
	27	5	22	金	<p>●自立支援相談員より連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前、自立支援相談来所。今までは就労されていたが、うつがひどくなり秋ごろまでは就労不可と診断されていたこともあり、生保対象であったが、主自身は、「生活保護手前の相談に乗ってほしい」とのこと。生保申請はせず、何とか自分でとのこと。</li> <li>・預貯金を食いつぶして生活されていたよう。</li> <li>・娘もメンタル面でしんどい部分あり。○サロン紹介した。</li> <li>・昨日連絡をいれたところ、医師より、一日4~5時間、週3~4日の勤務が可能といわれ、求職活動を再開しているとのこと。</li> <li>・なお、娘も教習所に通い始めたとのこと。</li> <li>・再度話をお伺いし、支援できる施策等の紹介をしたい。</li> <li>→5月26日(火)13:00市役所相談室Dにて</li> </ul>	<p>家計収支をシュミレーションする</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の家計収支を把握し、預貯金を取り崩して、いつまで保つかをシュミレーションする。</li> <li>・その上でどの程度の収入があれば生活出来るかを見える化し、無理のない就労先を探す。</li> </ul>
(24)	27	5	26	火	<p>●自立支援相談員とともに面談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・H27.4.7市役所来所し相談。H25.8体調崩し医師から就労は秋ごろまで不可と診断され離職したため、生活保護を紹介するが、自力(預貯金を取り崩して)で生活。</li> <li>・H27.5市役所より電話をいれたところ、医師から簡単な就労からはじめてもいいと診断される。</li> <li>・現在は、タウンワークなどをみながら仕事(主にサービス関係)を探す。一日4~5時間、週3日程度の仕事を探している。慣らしていき、目標としてはフルタイムで働きたい。</li> <li>・預貯金が尽きるまでに、何らかの支援をうけたい。</li> <li>→①住宅確保給付金(離職から2年以内、離職日が確認できる書類必要、世帯全員分の預金額確認し基準額以下であること)</li> <li>②失業給付(ハローワークに対象になるかどうか確認を)…20歳代の時に失業給付を受けたことはあるとのこと。</li> <li>③就労相談員による情報提供</li> <li>④総合支援資金紹介…「体調が不安定なこともあり負債はできる限りしたくない」「家族に迷惑をかけたくない」</li> <li>・就労経験</li> <li>22歳~40歳 派遣で会社勤務、一般事務(娘が高校卒業するまでは一般事務をと思いと吉たい焼き フルタイム勤務</li> <li>H22.4~H24.4 ディオワールド フルタイム勤務 体調崩し、2カ月間休職するが、パートにつき</li> <li>これ以上は休職できないと離職。</li> <li>H24.4~H24.9 ファミリーマート 8時間勤務×週3回</li> <li>H25.4~H25.8 スギ薬局</li> </ul>	

	27	5	27	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・主より電話があった。生活困窮者支援とはそもそもどういうものか？自分の思っているイメージの支援と違った。昨日話をしていた支援についてはストップしてほしい、とのこと。</li> <li>・以前主の親(市内在住)が生活保護相談来所されたこともあるよう。</li> <li>・住宅確保給付金については、離職後2年という期限もあることを説明し、また、お困りのことなどあれば連絡いただくよう伝えた。</li> </ul>	
(25)	27	5	25	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●来所相談</li> <li>女性、子ども(19歳、18歳、高2、小1)市営住宅</li> <li>・学童保育所利用料支払のため来所(口座引落ができなかったため、現金にて支払)</li> <li>・「生活費が回らない、一度相談してみたら、と知人に言われて相談にきた。市役所は市営住宅や税金の滞納があるから、行きにくいから今日は学童の支払いで来たし…一度話だけでも聞いてもらおうと思って」とのこと。</li> <li>・収入は派遣の給与(約10万円)と児童扶養手当(4万円)と児童手当(1万円)</li> <li>・18歳の子どもはお嫁にいき、今度二人目の子を出産予定だが、「孫にも何もしてやれない」</li> <li>・高校2年の子どもは、部活もしつつ、アルバイトをしている。その子に、生活費を借りることもある。教師になりたいと言う思いがあり、国公立大学への進学を希望しているが、最近先生に国公立は難しいかなと言われた。</li> <li>・〇〇市に住む親には車の修理代、同じ市営住宅に住む姉にはガソリン代等を支援してもらっている。これ以上は頼めない。</li> <li>→大学進学にともなう教育支援資金の貸付制度あり。受験前に相談に来るよう伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月当たりの家計が成立しているかどうか不足であれば、いくら不足かを家計表で試算する。</li> <li>・子どものライフイベント(塾や部活などの費用)の成り行きをも組み込み、家計をシュミレーションする。</li> <li>・19才の子どもが働いているかどうか、収入についても把握する。</li> </ul>
	27	6	1	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>70歳代女性 夫(70歳代)、娘(20歳代)賃貸アパート</li> <li>●民生委員より連絡</li> <li>・土曜日に電話があった。</li> <li>・金曜日に市役所に相談したところ、地域の民生委員の連絡先を聞いたとのことで、一日思案し、土曜日に民委へ連絡をしたと言っておられた。</li> <li>・主の訴えは「次の年金をもらうまで生活が大変。何とかならないか」との内容。</li> <li>・民生委員としては、土、日社協も休みにつき、月曜日朝に社協へ連絡を入れると言っている。そのように伝えても、そんなにも切羽詰まった感じはなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入が多いのに、お金が不足する理由を捜し出すことが重要。</li> <li>・そのために家計表を一緒に作成しながら生活の背景を分析する。</li> <li>・娘が家にいる事情を考える。</li> </ul>
	27	6	1	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員へ確認</li> <li>・上記報告。市のどこへ相談があったのか等確認。〇〇氏または福祉事務所への相談ではなかったよう。</li> </ul>	
(26)	27	6	1	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主へ電話連絡</li> <li>・主(71歳)年金42,000円/月、夫(71歳)年金95,000円/月と警備のパート収入140,000円/月あり。今月は勤務日数が減ったため収入減、娘(28歳・無職)の3人世帯。</li> <li>・息子の結婚費用を支援した。10月からは返済してもらう予定だが、今回しんどい。</li> <li>・電気の滞納があり、明日までに入金しなければ止まってしまう。支払わなければならない金額は20,342円。その分だけでも借りたい。</li> <li>→貸付については低所得世帯でないため対象外であることを伝える。また、他の施策等がないか調べる旨伝える。</li> </ul>	
	27	6	1	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員へ報告</li> <li>・上記報告。</li> <li>・息子など身内からの支援をしてもらう必要があるだろうとのこと。</li> </ul>	
	27	6	1	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認</li> <li>・上記内容伝えるが、低所得水準とは言い難いとの返答。</li> </ul>	
	27	6	1	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主へ電話連絡</li> <li>・貸付不可、他の施策も難しいことを伝える。</li> <li>・「相談した私が間違っていました…」と電話を切られる。</li> </ul>	
(27)	27	6	3	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・S57生まれ男性と11歳年上の妻の二世帯</li> <li>・〇〇の借家(家賃60,000円)に居住</li> <li>・男性は精神疾患あり、自殺願望をもつ。父親が主を連れて市役所に来所相談。</li> <li>・中学卒業後、高校は中退し、その後パチンコ店で勤務。若い従業員と浮気して、子どもも2人できる。パチンコ店ではそのようなことがあれば解雇となることから、それを3回繰り返してきた。</li> <li>・その後、〇〇に勤務するが精神的にきつくなりH27.4.21離職。</li> <li>→離職票等を確認し、失業給付の手続き検討</li> <li>・妻は以前子宮外妊娠をして、その後妊娠できない。子どもの声を聞くことがしんどく、精神的にもしんどい状況。交通事故で脳の損傷をもつ兄の介護をしなければならぬ。</li> <li>・国保税約30万円の滞納、その他債務約700万円あり。</li> <li>→6月4日に弁護士相談を受けるよう調整</li> <li>*とりあえずは、弁護士相談を受け、債務整理を促した。ただし、男性自身からは発せず、父親がかわりにすべて説明。自身の意思確認できず。今後主自身が来所された際に、社協も同席してもらうかもしれないとのこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債務整理、滞納についての対応のために家計表を作成し方針を立てる。</li> <li>・自己破産手続のための経費がいくら掛るかを調べ、有償の場合は支払い方法をシュミレーションする。</li> <li>・家計表やキャッシュフロー表の作成の過程で本人の理解力を探る。</li> </ul>

	27	6	5	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より報告</li> <li>・弁護士相談利用され、法テラス通じて、自己破産の手続きをすすめることになったと報告。</li> </ul>	
(28)	27	6	5	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協より連絡</li> <li>主(31歳、外国籍)、妻(34歳、求職活動中)、子(12歳、7歳)</li> <li>・〇〇市社協窓口で相談を受ける。今は住民票も〇〇市にあるが、〇市の税金滞納100万円ほどあり。</li> <li>・再三〇市役所へ行き、分納の相談などもしているが、相談にのってもらえない。</li> <li>・社協としては滞納が多額なため貸付も難しい。主は〇〇で仕事もしており、月収23万円あり。少しずつなら返金もできるのではないだろうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫・妻同席で家計表を作成し、家計維持の視点から税の分割納付限度額を算出する。</li> <li>・完済までのライフイベントを見立てキャッシュフロー表を作成し、支払いに無理がないかどうかを点検する。</li> <li>・最低どの程度の収入が必要かを見極め、就労に繋ぐ。</li> </ul>
	27	6	5	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市税務課(債務管理準備担当者)へ連絡</li> <li>・上記説明。相談に乗ってもらえないとのことだが実態はどうか？確認し、折り返し連絡もらうよう約束する。</li> </ul>	
	27	6	5	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市税務課より連絡</li> <li>・通称名等もあるので確定ではないが、市役所に来所相談があり、対応はしている。</li> <li>・滞納金額は100万円はないよう。</li> <li>・誓約書は交わしているが、分納誓約は交わしていない。</li> <li>・窓口でのやり取りで、「返します」だから誓約書にサインとなっているのではないか。</li> <li>・一度で返すことはできないため、無理のない金額で返す約束をするよう再度相談に来られたら対応するとのこと。</li> <li>→コミュニケーションがとりにくいかもしれないが、相談にのっていただくようお願いする。</li> </ul>	
	27	6	5	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ報告</li> <li>・上記報告。コミュニケーション不足かもしれないことを伝える。</li> <li>・県社協担当者も〇〇市社協に再度連絡をしたところ、今回の相談は通訳してもらえる友人を連れて、来所。簡単な会話は可能だが、複雑なことになれば理解ができない様子。</li> <li>・〇〇市社協から、主へ電話をしても理解してもらえないだろう。</li> <li>・今回、社協職員が同行し、市自立相談窓口へ相談するが、〇〇市に言ってもらっても……と言う対応。〇市に相談するよう言われたよう。</li> <li>・〇市に相談に行かれた時に、〇市で配慮して相談に応じてもらえれば……とのこと。</li> </ul>	
(29)	27	6	8	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市包括から連絡</li> <li>以前緊急小口資金借入するが、滞納。病気の兄と二人の世帯</li> <li>・6月4日に市へ生保申請のため弟が来所。来所相談があったと包括へ情報提供あり。</li> <li>・無塩パンを買いに行かなければならないため、車を手放すことができないと主張。</li> <li>・生活保護の制度を変えてほしいと訴え、帰られる。</li> <li>・済生会は無料診療制度を利用。</li> <li>・話の内容は、お金のことがほとんど。社協にも償還しなければならないお金があると主からも聞いている。</li> <li>・H22にも生保申請に来所されているようだが、債務があり、その過払い金の返金があったため生活保護は却下になった経緯がある。</li> <li>→年金担保で貸付も受けていることから、生活保護も難しいだろう。しかし、そのような人を救う策はないのだろうか……本会貸付相談で聞いているところでは、3月に兄の年金担保償還が完了し満額に戻るはず……包括職員によると、また50万円の借入をしてしまったよう</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計表を一緒に作りながら、年金担保の理由など、生活の背景を聞き取る。</li> <li>・年金担保があっても生活出来なければ保護は可能。</li> <li>・二度目の借入は却下してもらおうよう年金窓口につなぐ。</li> </ul>
	27	6	18	木	<p>25歳女性、賃貸アパート(家賃、駐車場、共益費75,000円)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協より連絡</li> <li>・県社協へ来所相談があった。</li> <li>・3月から離婚調停中。夫名義の借金(50~60万円)も月5万円返済している。</li> <li>・自分から家を出て、今は〇に居住し、求職活動中。</li> <li>・このままでは生活が立ち行かない。</li> <li>・妹の夫が総合支援資金を借入していたこともあり、県社協へ相談しに来た。</li> <li>→〇を案内しようと思うが、社協？自立相談？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫名義の借金は返済する必要はないことをアドバイスする。</li> </ul>

(30)	27	6	18	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員と共に面談</li> <li>・H27年4月より離婚調停中。夫の浮気が原因。慰謝料の折合いが合わず。</li> <li>・現在は夫の扶養に入っている。住民票は〇〇市。</li> <li>・主自身は4年前に正規職員を離職。その後、夫の仕事を手伝うが雇用契約などは結んでいない。</li> <li>・高校を卒業後、バスガイド(〇〇観光バス)や教習所のフロント業務をする。</li> <li>・求職活動はするが、ハローワークには行っていない。現在の求職活動では、学歴や夫の扶養に入っていることなどもあり、採用に至っていない。</li> <li>・現在〇〇の〇〇に居住。家賃、駐車場、共益費込で75,000円。</li> <li>・引っ越し代は母親が負担してくれた。母は〇〇市に住んでいるが、再婚して家庭もあるため、これ以上は支援してもらうことは難しい。</li> <li>・現在は預貯金で生活をやりくりしている。1カ月分の生活費ぐらいはなんとかなる。</li> <li>→貸付、住宅確保給付金は対象外。</li> <li>→就労支援員よりハローワークへ行くことをすすめられる。(〇〇:飲食接客業、正社員)</li> </ul>	
(31)	27	6	22	月	<p>主(44歳)、夫(32歳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・夫(32歳)H27年4月21日メンタルが原因で離職。医師からも8月までは就労不可と診断され、復職は困難な状況で、雇用保険の延長申請を出している。</li> <li>・主(44歳)夫の扶養に入っている。駅前の〇〇でパート勤務。月収6万円。オープンしたばかりで、すぐに辞め、転職することはできない。また1日4.5時間の雇用契約。思い書籍を運ぶため、腕を痛めていることもありこれ以上勤務時間を増やすこともできない。</li> <li>・家賃は60,000円(全て込)。</li> <li>・今は車を売却した分でも何とか生活をしている。</li> <li>・住宅確保給付金は対象外。</li> <li>・貸付は対象になるか？</li> </ul>	(保護)
	27	6	22	月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認</li> <li>・妻が今のパートを辞めて、新たな仕事を探すということならば、総合支援資金の相談に応じることは可能になるだろう。</li> <li>・夫が働けないということならば、生活保護ではないだろうか・・・</li> </ul>	
(32)	27	6	23	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーより相談</li> <li>・夫の実家で虐待を受けたとして、シェルターに逃げ、現在は〇市内賃貸アパートで居住実態がある。</li> <li>・現在は育休中で、育休手当は30日分で77,000円(H28年1月11日まで育休取得は可能だが、9月11日以降は手当が57,000円に減額する予定)。</li> <li>・生活保護申請中。しかし、夫からの支援があると思われることと、子どもをおいて家を出てきていることから、仕事復帰するように言っているが、復帰する気はなさそうなので、保護を却下しようかと考えている。</li> <li>・主は、離婚はしたくない、子どもも病気でいつ行かなければならないかわからないとのこと。</li> <li>・仕事復帰(スターライト)すれば、12~13万円の収入になる予定。</li> <li>・保護却下も見据え、貸付などは利用できないか確認。育休手当は2カ月に1回。次の手当支給は7月。それまでの生活費の貸付はできないか。</li> <li>→公的給付までの間の生活費貸付として緊急小口資金があるが、それは初回支給までの生活費であるため、今回は対象外。仕事復帰することが決まり、給与が出るまでの間の生活費の貸付ならば相談に応じることができることを伝える。</li> <li>* 今回の引っ越しのため、必要だと思われる冷蔵庫等を揃えるのではなく、スマホの契約をされるなど、家計相談等も必要かと思われる。なお、仕事については長年継続しておられ、今後も継続可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫の支援も含めて家計が成り立つかを見る。</li> <li>・不足分については貸付が可能であれば返済を組み込んで、キャッシュフロー表を作成し、状況を把握し、解決策を探る。</li> </ul>
	27	6	24	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話相談</li> <li>主、子ども(中2、小6)、母子世帯</li> <li>・現在中2の子ども、毎日通学し、部活も頑張っている。しかし、学校の授業についていくことができず、高校に行くには学習塾に通う必要もあると聞かされ、塾の申込みをした。先日土曜日に入塾代も振込をしてきた。クレジットで用立てした。塾の費用も毎月20,000円。よく考えると、高額な支出になる。貸付などできないか？</li> <li>・昨年6月から母子家庭と認定され、手当ももらうようになった。それまでは住民票に他の人が入っていた(?)</li> <li>・〇〇市の〇〇病院にフルタイムで勤務。月収13~14万円。家賃は6万円。</li> <li>・今中2の子どもが中学に入学する際に、制服やカバン、ユニフォームやスパイクなどをそろえるために17万円ほどかかり、宣伝等でもしている金融会社に20万円借入した。その返済をしているが、キツリと返済できているわけではない。自転車操業をしている。</li> <li>・〇〇県に転入して3年、〇に転入して2年がたつ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月単位で家計収支が成り立つかどうかを見極めるため、家計表を作成する。</li> <li>・債務の返済、子どものイベント経費を含め、家計計画が成り立つかなど、キャッシュフロー表を作成し、将来を見通す。</li> </ul>

(33)	27	6	24	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員へ報告</li> <li>・学習支援について確認。まずは、自立相談にて相談を受けて、親の申込書、同意書が必要。</li> <li>・市役所で社協貸付を紹介されたとのことから、家児相に確認、生活困窮世帯ととらえることができるのかなど確認いただく。</li> </ul>	
	27	6	24	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・家児相では相談を受けていないとのこと。母子担当職員からの紹介かもしれないが今日は不在。</li> <li>・調べたところ、収入要件だけで言えば対象になるだろう。また、母子世帯ということで支援していく方針を確認する。</li> </ul>	
	27	6	24	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認</li> <li>・塾の費用の貸付は？→対象外</li> <li>・中学校入学時の必要経費の貸付は？→対象外。市によっては就学援助制度があるだろう</li> </ul>	
	27	6	24	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主へ電話連絡</li> <li>・貸付は対象外であることを伝える。</li> <li>・なお、高校入学時には貸付が可能であることを説明する。</li> <li>・学習支援について説明(毎週金曜日にゆうあいの家で開催)するが、○の地理的なことがわからない様子。ただし、学習支援は受けたいとのこと。</li> <li>→市役所へ相談に行っていた必要があることを説明。7月3日(金)午前中に相談に行く予定。</li> <li>・学校での補習(毎週金曜日)も申し込んだが、1年生の時もそうだったが、クラブに行き、補習は受けないだろう。</li> <li>・お金も払っているのだから、学習塾には行くように子どもに言うつもり。学習塾の先生とも話をした。子どものやる気次第。毎週火曜日数学のみ。学習塾の費用はなんとかやりくりする。</li> <li>・就学援助については利用している。給食費も無料になっている。中学入学時も振込があったとのこと。</li> <li>●週1回のべんきょう会(学習支援)に参加</li> </ul>	
	27	6	26	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・主72歳、年金6～7万円/月とアルバイト収入、妻無年金、要介護</li> <li>・家賃65,000円</li> <li>・パートで就労し、18万円の給与を2カ月に分けて9万円ずつもらう予定だったが、入金されず。</li> <li>・今日から別のパート就労に出るが、たちまちの生活費に困窮。</li> <li>・自己破産の経験あり。今は負債なし。</li> <li>・住宅確保給付金は、就労意欲はあるが、年齢(65歳まで)、離職票なしのため対象外。</li> <li>・とりあえず、会社に給与を支払ってもらおうよう電話を入れるよう伝える。それでも入金がなければ、消費生活相談や労基への相談など検討するよう伝える。</li> <li>・貸付は対象にならないか？</li> </ul>	(保護)
	27	6	26	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認</li> <li>・短期就労→解雇ではないだろう・・・</li> </ul>	
	27	6	26	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員へ報告</li> <li>・貸付対象にならないことを伝える</li> <li>・○○氏から主へ電話したところ、15日間の就労で18万円の収入。H9自己破産。負債はないと言っていたが家賃1カ月分滞納、もう1カ月分滞納になれば退去を言われる。</li> <li>・家賃の滞納は緊急小口の対象外</li> <li>・公共料金の滞納もあるよう。社協と直接やりとりをしてほしい。</li> </ul>	
	27	6	26	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーに確認</li> <li>・生活保護は対象外？</li> <li>・保護を受給すれば働かなくなるのでは・・・</li> </ul>	

(34)			27 6 26 金	<p>●主へ電話連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前は会社経営もしていたが、8年前に転入してきた。年金の保険料未払いが7～8年あり、まとめて払って、おとし、70歳になってから年金をもらうようになった。</li> <li>・H27.5中旬から㈱〇〇にて容器洗いの仕事。前月に5万円給与もらう。6月16日に9万円もえるはずだが未払い。雇用契約書、離職証明書等なし。</li> <li>・今日派遣会社の紹介の仕事の研修に行く。皿洗い。時給850円、17:00～22:00、月10万円ほどになる。</li> <li>・ガス2カ月分11,700円、水道2カ月分6,000円×2、家賃2カ月分63,000円(共益費込)×2滞納あり。電気代は支払った。</li> <li>・今まで、家賃は2カ月貯まらないようになんとか支払ってきた。家主とは交渉していないが、契約書に2カ月以上滞納したら、退去と記載してある。</li> <li>・今月末に支払う家賃は確保したが、それを支払ってしまうと生活ができない。</li> <li>・人に借金もある。</li> <li>・妻は、ほぼ寝たきり。置いて仕事に行くのも心配だが、働かざるを得ない。</li> <li>・ガードマン、運送業様々な職種を転々してきた。</li> <li>・昨年に生活保護の相談にいった。そこで、家賃が高いため、安いところへ引っ越ししなければならぬと言われた。しかし、妻がこのような状況で、動かすことができず、引っ越しもできない。</li> </ul> <p>→県社協確認(〇〇):生活保護ではないか?償還なども難しいのでは? 公共料金の滞納としてガス及び水道料分のみであれば貸付相談可。</p> <p>→市〇〇:〇〇市等にもたずねたところ、65歳以上の困窮世帯については、生活保護受給の道が濃厚。H25年11月に生保相談、〇〇氏対応。同マンションに息子夫婦居住。家賃の安いところへ移るよう説明したところ、憤慨して申請せず。</p> <p>・主に貸付について上記説明。(貸付可能な金額は約24,000円)主は、それでは生活できないとのこと。償還メドについては、給与から返済する意思あり。</p> <p>・生活保護が最後の手段であることを説明するが、以前相談した際に家賃の低いところへ引っ越しするよう言われたため、相談する意味があるのか・・・と乗り気ではない。</p> <p>→本会から、福祉事務所へ事情(現状)を伝える旨主も了承。主の携帯番号教えてもらう</p> <p>→市〇〇:生保相談ならびに申請することをすすめることを伝える。</p> <p>・やはり引っ越しすることが条件となるが、申請受付はできる。上限はあるが、引っ越し費用も扶助として出すことができる。</p> <p>→主携帯へ電話。以前の状況とまたかわっていることもあるため、とりあえず相談ならびに申請へ行くよう伝える。</p>	
(35)			27 7 6 月	<p>●主来所相談</p> <p>40歳男性、子ども(高2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・父子手当の相談に行き、貸付なら社協と紹介されたと来所。(子育て応援課?)</li> <li>・5月に自営業を廃業。5月末より派遣で〇〇にて就労。夜勤の仕事。</li> <li>・離婚し、〇〇市から勤務先に近い〇に高校2年の息子と共に転入。</li> <li>・3人子どもがいるが、下の二人の子どもは妻が引き取り、大阪に居住。</li> <li>・当初は週払いで給与をもらっていた。6月末は3～4万円の給与のみ。7月末に満額の給与が入る予定。27～28万円。</li> <li>・父子手当は、前年度の所得に応じるため、支給される予定。いつから支給かはわからない。</li> </ul> <p>●県社協に貸付について確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本来ならば初めての給与までのつなぎ資金。ただし、自立支援機関の判断により、貸付も不可能ではない。</li> </ul> <p>●県社協から連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既に就労されていることから、本会のみ判断で貸付決定できるかもしれない。ただし、自立支援相談員と調整済につき、自立支援と連携しすすめることとする。</li> </ul> <p>●自立支援相談員とともに面談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与は月末の翌月25日払い。</li> <li>・家賃は48,000円。</li> <li>・息子も週に1回アルバイト。</li> <li>・当初は給与の週払いもお願いしていたが、身内の不幸で2日間休みを取り、週払いをしてもらうことができなくなった。</li> <li>・息子が高校に行っている間は、今の仕事を続けたいと思っている。</li> </ul> <p>★緊急小口資金貸付申請。貸付決定。</p>	(貸付)

(36)	27	7	6	月	<p>●自立支援相談員より相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夫うつにより就労不可、妻本屋のパートするが、兄の介護や腱鞘炎などもなり、これ以上就労は難しい。</li> <li>・妻の就労収入約6万円は家賃に消える。</li> <li>・法テラスに依頼し、債務整理中。約700万円の負債あり。</li> <li>・最終手段として生活保護の申請も紹介するが、生保を受けるためには、今のアパートでは家賃が高いため転居しなければならない。</li> <li>・夫のうつが回復すれば、住宅確保給付金も活用できるが、それも不可。</li> <li>・貸付制度を利用することはできるのか？</li> </ul> <p>●県社協に貸付について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務整理中につき、対象外。</li> <li>・以前に、弁護士と調整し、県社協貸付を負債に入れないでほしいと話をしていたケースでも、結局負債に含まれてしまったことあり。</li> </ul>	(保護)
(37)	27	7	6	月	<p>●福祉事務所ワーカーより連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームレスの人が市役所来所。</li> <li>・すぐに食べることができるようなものは社協で提供できないか？</li> <li>→カップスープ、のり、皿うどんあることを伝える。</li> </ul>	(自立相談)
(38)	27	7	7	火	<p>●自立支援相談員より相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主(18)、子(1)、主の母の三世帯だが、母とは世帯分離している。</li> <li>・主の就労収入は30,000円(子どもが熱などで保育園を休むと、仕事を休まなければならない。時給につき給与も減る)、母子手当40,000円。主の母の収入は不明。</li> <li>・主はクリスマスブーツなどを作成する事業所勤務、主の母はダンプ運転手。一緒に市役所に来所された保護司によると、主は仕事も早く、仕事もまじめとのこと。</li> <li>・家賃は主の母が、電気代は主が支払っている。家賃を母が払えない時は主が払う。</li> <li>・実母は彼氏もあり再婚を考えているため主とその子に出て行ってほしいと思っている。</li> <li>・手持ち資金もなく、転宅のための貸付はできないか。</li> </ul> <p>●県社協に貸付について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主は18歳で未成年。未成年の場合、親権者の署名が必要。(祖父母は不可)</li> <li>・結婚していれば成人とみなす(→結婚はしておらず、未婚で出産)</li> <li>・ただし、貸付をして転居をしても、その後の生活は生活保護受給が前提となると思われる。保護費(最低生活費)からの償還となる場合、審査が通らない。</li> </ul> <p>●自立支援相談員より連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主の母からの借入は困難。署名等をもらうことも難しいと思われる。</li> <li>・子どもは〇〇保育園に通園。車の免許も持っていないことから、〇〇辺への転居を希望。</li> <li>・母子手当は、その子の父親との関係により対象が決定するよう。</li> <li>・祖父母は〇〇在住。祖父のみが就労している。現在祖父母の携帯電話もとまっており、連絡も取れない状況。</li> <li>→生活保護ワーカーも同席し面談したが、八方ふさがりの状況。貸付のみが支援策か・・・生活保護にも母の収入、母の同意が必要であり、現段階での生活保護受給は難しい。会社で貸付などをうけることができないか、確認するとのことで帰られたとのこと。</li> </ul>	(保護)
(39)	27	7	23	木	<p>●本会法律相談利用、対応した弁護士からつながる</p> <p>60歳男性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老後の生活相談。</li> <li>・一人暮らし。手原在住。持ち家。54歳でリストラされ、その後無職。預貯金を食いつぶすとともに、姉から月2万円を援助してもらい生活。</li> <li>・71歳まで、住宅ローン返済あり。毎月2万円、ボーナス払い10万円。</li> <li>・来年3月から年金受給予定だが、もう預貯金も底をつき、生活が苦しい。</li> <li>→まずは、年金事務所へ行き、どれぐらいの年金を受け取ることができるか確認を。</li> <li>→年金額が少なく、最低生活費が満たされない場合は、生活保護の受給やリバースモーゲージについて説明。</li> <li>・預貯金が尽きてしまう前に社会福祉課へ相談に行くよう伝える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計表を作成し、収支状況を見る。</li> <li>・消費項目で節約可能な項目を洗い出す。</li> </ul>
(40)	27	7	27	月	<p>●市役所電話交換から本会へ電話つながる</p> <p>男性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「お金がないので、精神的に困っている。どこか相談できないか。家計の相談もやけど、精神的な相談も・・・」とのこと。</li> <li>・市自立支援相談へつなぐ</li> </ul> <p>●自立支援相談員より連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先ほどの男性の件について。「どうしたらいいか困っている」とのことだが、詳細は語らず。また、社協職員と一緒に面談したいため、連絡先を尋ねるが答えず、「また相談行くわ」と電話を切る。</li> </ul>	

(41)	27	7	29	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話相談</li> <li>・「総合支援資金のことで」と電話。入院していた〇〇で紹介してもらったとのこと。</li> <li>・退院後仕事についていなかったが、ハローワークに行き、求職活動をはじめた。</li> <li>・今月の支払いや車の車検などもあり、仕事が決まり、給料が出るまでの間の資金貸付を希望。</li> <li>・H26.8末派遣の仕事で退職。9月から翌年1月まで入院。一旦退院したが、転移が発覚し、H27.4に再び入院。6/18退院した。簡単な仕事からはじめてもいいとのこと。</li> <li>・失業給付は期間が少し足りなかったり、手続き期間が過ぎてしまっていたりで、対象外。</li> <li>・退職の証明書類等は探せばあるだろう。</li> <li>・現在は市経済振興課就労支援員に就労支援してもらっている。</li> <li>→審査があり、資金送付は早くて8/14であることを伝えたと、同居している母(年金生活)と相談するとのこと。</li> <li>→市自立相談を受けてもらう必要があることを説明。</li> <li>→相談後、貸付希望なら、書類お渡しは、市役所で面談予定。なごやかセンターの場所はわからない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計表と一緒に作成し、収支の赤字額を確定して債務整理以外の方針がたたないことを数字で明らかにし、本人に理解してもらう。</li> </ul>
	27	7	29	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員へ連絡</li> <li>・貸付相談があったことを報告。</li> <li>・自宅は持ち家。</li> <li>・面接当初は、月6万円の返済があるとのこと。債務整理をすすめるが、「借りたものは返さなければ」と整理をする意思はなし。よって、これ以上負債を増やすことは不適ではないかと考えているとのこと。</li> <li>・経済振興課就労支援員に確認したところ、昨日ハローワークに同行し、手続きした。求職票も数件持ち帰られた。</li> </ul>	
(42)	27	7	31	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より相談</li> <li>・40歳代男性。市役所に来所相談。</li> <li>・自営業(車屋だが、店舗は構えず電話で受けて整備や車検を請け負う。主は整備士。)営んでいるが、生活できず。違う仕事に就くためハローワークも登録し活動を始めている。</li> <li>・廃業届を出すと、今までのお客さんに対するフォロー(メンテナンス)などができなくなるため、提出していない。</li> <li>・廃業届を出さずに、借りることのできる資金はないか?</li> <li>・生活保護申請も検討している</li> </ul>	(保留)
	27	7	31	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協に貸付について確認</li> <li>・総合支援資金は廃業届を出すことが条件。</li> <li>・そうでなければ、貸付資金が運転資金に回ってしまう可能性があるから</li> <li>・ただし、廃業届をだしても、整備の仕事はできるのではないかと。また、仲間の業者を紹介するなど、できないだろうか?</li> </ul>	
	27	7	31	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・主が税務署に確認の電話をした。</li> <li>・廃業届を提出しても、メンテの仕事はできるとのこと。</li> <li>・よって、今日これから廃業届を提出しに行き、手続きをすすめたいとのこと。</li> <li>・そうすると、住宅確保給付も対象となり、総合支援資金も希望するとなれば、一緒に聴き取りをすすめたい。</li> <li>・今日の午後から調整できないか?→〇〇地権訪問があるため、不可。〇〇氏で調整。</li> <li>・しかし主へ免許証の提示等を求めたところ、財布を落としたことに気づき、探しに行っからまた市役所へ来るとのこと。</li> <li>・今日午後から来所できそうになれば8月3日(月)9:00来所予定。</li> <li>*相談者の氏名を確認すると、本会H24.10生業資金で相談済の方。貸付には至らず</li> </ul>	
	27	7	31	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・主は「また後でくるわ」と言って、出られてから戻って来られない。今日は面談できないかもしれない。</li> <li>・そうならば、8月2日(月)9:00からになります。</li> </ul>	
	27	7	31	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーへ連絡</li> <li>・主が生保申請されているならば、総合支援資金の手続きをすすめることはできないことを伝える。</li> <li>・主は本日生保申請はされていないとのこと。</li> <li>・以前も生保申請し、調査等している途中で、「私は生活保護は受けたくない」と発言するなど、気分がかわり、振り回された。</li> <li>・生保申請され、緊急小口資金の申請等をすすめるとなれば、主の場合、生保決定までに資金が手に入れば、生保申請は取り下げると、することも考えられる。よって、貸付はせず、生保決定まではなんとか生活するよう、すすめていきたい。</li> </ul>	

(43)	27	8	27	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・「福祉資金を借りたい」と市役所来所相談</li> <li>・77歳女性、県営住宅(家賃20,500円)で一人暮らし</li> <li>・H25.9まで就労。今は年金(2カ月で約117,000円。年金担保借入のため10,000円減額)と息子からの仕送り100,000円で生活。</li> <li>・ローン返済20,000円/月、光熱水費30,000円、電話10,000円。計算の上では、食費等に60,000円充当できるはずだが、今の生活が苦しいとのこと。</li> <li>・とりあえずは、〇〇銀行の借入金26万円あり。その分を金利の安いところで借りて一括返済したい。</li> <li>→借金返済のための借入は不可。</li> <li>→低所得世帯とは認められないため貸付不可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計収支の現状を把握するために家計表を作成する。</li> <li>・年金担保、金融からの返済を組み込んで生活が可能かどうか、家計収支が赤字にならないかを点検する。</li> <li>・その上で債務整理を提案する。</li> </ul>
	27	8	27	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より連絡</li> <li>・貸付不可等について説明し、帰ってもらった。</li> <li>・家計簿はつけているかたずねると「つけている」とのことだったが、家計相談について紹介。少し興味をもっておられたよう。また、そちらに相談にいかれるかもしれない。</li> <li>・息子からの仕送りは、来年3月まではあると思うが、減らされると思うとのこと。</li> <li>・シルバー人材センターの紹介もするが、病気もあるよう。</li> <li>・済生会病院無料低額診療についても紹介した。</li> </ul>	
(44)	27	9	4	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員より電話相談</li> <li>・アパート(主任児童委員が大家さん)在住父子家庭について</li> <li>・アパートとは別のところに住んでいる祖父母から相談を受けている</li> <li>・父親と、小6と小5の女の子。〇〇小学校通学。</li> <li>・祖父母によると、仕事には行っているが、給与が半分になってしまい、学校に納めなければならぬ分についても滞納があるようで、司法書士にも依頼しているとのこと。</li> <li>・祖父母も年金生活ではあるが、息子に10万円の支援をしているとのこと。</li> <li>・子どもたちは、ヤンチャではあるが今はなんとか学校には行けている様。</li> <li>・どこで相談できるだろうか？父親本人は全然出てくることがない。</li> <li>→自立支援相談窓口を紹介。また、本会でも相談に応じることができることを説明。</li> </ul>	
(45)		9	8	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より相談</li> <li>・27歳代男性(糖尿病治療につき離職)、妻、子ども</li> <li>・離職し、失業給付は受給未定。</li> <li>・自分は日雇い等でもいいと思っているが、27歳で若いため、ハローワークでも常勤雇用の職に就くようすすめられている。</li> <li>・住居確保給付金は失業給付の金額に応じて変動する。</li> <li>・主自身も緊急小口資金の借入をしており、返済が滞っていることを話している。貸付ができないことは主も承知している。どのような状況か確認したかった。</li> <li>→10万円借入。一切返済なし。</li> </ul>	
(46)	27	9	9	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所相談員より相談</li> <li>・36歳男性。68歳の母親と同居。母親は月3万ほどの年金収入あり。</li> <li>・H27年3月末で6年間続けた警備の仕事が4月、5月は仕事が無くなったため離職。</li> <li>・トラックの運転手として採用されるが、雇用条件等あわず一日で辞める。</li> <li>・H27年6月は数日間、警備のアルバイト。</li> <li>・その後就職活動し、9月11日よりトラックの運転手(家電の配送、ケーロジ)として採用。</li> <li>・給与は20日めの月末払い。はじめは時給900円。半年後に正社員として雇用されれば、月15~20万円の収入になる。</li> <li>・給与が入るまでの期間の生活費に困窮している。8月の家賃も未払い。</li> <li>・今までは、姉や妹から総額15万円ほどを支援してもらって何とか生活してきた。</li> <li>→本日は自転車です役所来所。明日改めて社協へ相談来所予定。9:00~10:00予定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状の家計状況を把握するために、家計表を作成する。</li> <li>・緊急小口借入れ後の家計の動きを把握する。また、返済の仕方を家計に組み込む。</li> </ul>
	27	9	10	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主来所相談</li> <li>・主来所。緊急小口資金申込書類一式お渡し。</li> <li>★緊急小口資金申請。貸付決定。</li> </ul>	
(47)	27	10	8	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保健センター保健師より相談</li> <li>・4カ月の子どもがいる母親。</li> <li>・離婚し、収入はバイトで月給約5万円。</li> <li>・元夫から養育費として月3万円。母子手当あり。</li> <li>・家のローンもあり。</li> <li>・以前妊娠中にも来所相談あり。</li> <li>→返済のめどが立たないため、貸付は困難であることを説明。生活保護や家計相談をすすめる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計表作成でローン返済も組み込んで家計収支が成立しているかどうかを把握する。</li> </ul>

(48)	27	10	20	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーより相談</li> <li>・主62歳。現在入院中。退院も決まるが、親族が迎えに来ることなく、〇〇の養護老人ホームに入所予定。</li> <li>・厚生年金277カ月と国民年金免除期間5カ月。300カ月に18カ月分足りず、年金を受け取ることができない。</li> <li>・年金受給のために、不足する保険料の支払いのための貸付はできないか？</li> </ul>	(保護)
	27	10	20	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協に貸付について確認</li> <li>・対象になる</li> </ul>	
	27	10	22	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市長寿福祉課から相談</li> <li>・10月27日に〇〇へ入所予定。今後は住民票も〇〇へ移す予定。</li> <li>・貸付が可能なら、申請手続きをすすめたい。</li> </ul>	
	27	10	22	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協に貸付について確認</li> <li>・現在の措置の権限は〇市。今後〇〇に住民票は移す予定。</li> <li>・償還が長浜になるなら、〇〇での申請受付になるだろう。</li> <li>・今後生活保護を受けるのか、年金で生活できるのか、社会保険事務所等で確認後再度相談いただきたい。</li> </ul>	
(49)	27	10	27	火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーより相談</li> <li>・生活保護、母子世帯。</li> <li>・娘が〇〇外国語専門学校に学校推薦で入学が決まった。</li> <li>・入学金や授業料等の借入希望。</li> <li>* 確認したところ、主、娘の国籍は〇〇。定住者。</li> </ul>	(保護)
	27	10	28	水	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協へ貸付について確認</li> <li>・定住者は対象外</li> <li>・国際交流協会などでは相談できないだろうか？</li> </ul>	
(50)	27	10	29	木	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員より相談</li> <li>・ガソリンスタンドで勤務。今は、スタンドの駐車場で車上生活をしている。</li> <li>・住民票は〇市</li> <li>・わけあって、子どもを引き取ることになり、急きよ家を探さなければならないが、資金がない。</li> <li>・以前〇〇市社協で借入し、償還できていない。</li> <li>→貸付は対象外。</li> </ul>	(自立相談に戻す) ・住宅確保給付金など対応できないのか。 ・家計の現状を聞き取り、生活実態を把握する。
	27	11	6	金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●主より電話相談</li> <li>・昨年8月に離婚し家を出る。</li> <li>・子ども2人は妻がひきとる。上の子(男)に昨年12月から暴力を受け、先月下の子(女)ももう限界だと一人だけ引き取ってくれと言われた。</li> <li>・以前はアパートを借りていたが、離婚後友人宅に居候させてもらっていた。</li> <li>・子どもをひきとることになり、今は車の中で高校(〇〇の高校)の子どもと一緒に生活している。</li> <li>・アパートを借りたいと思っているがお金がない。</li> <li>・住民票は以前に住んでいた〇のまま。</li> <li>・子どもの高校入学の際に社協から貸付を受けているが、滞納している状況。</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員へ確認</li> <li>・10月29日相談者について確認。</li> <li>・離婚後は〇〇の友人宅で居候していた。</li> <li>・養護学校に通っている息子を引き取らなければならない。</li> <li>・相談員からは敷金、礼金のいらない物件を探すように、また会社には前借りできないのか確認するようアドバイスした。</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協に貸付について確認</li> <li>・県社協貸付3口あり。</li> <li>・子ども4人。下の子H11生まれとH14生まれの子どものことだろう。</li> <li>・6年間1回も償還なし。猶予申請2回提出。</li> <li>・H27年9月に妻が〇〇市社協へ相談。現在養護学校に通う子どもの高校入学にかかる費用(来春)の貸付相談受けるが、現在償還もないため、追加の借入は不可と回答。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉事務所ワーカーに確認</li> <li>・10月29日に自立相談に来所された際に、生活保護等についても照会はなかったか確認。</li> <li>・本日夕方に電話相談あり。〇〇氏対応。</li> <li>・相談内容等は〇〇氏不在につき詳細は不明だが、家見相に相談つながら、子どもの住民票が〇〇市のため、〇〇に相談するよう言った。ただし、本人は〇〇には税金の滞納が多額にあるため相談に行きづらいとのこと。</li> </ul>						

			<ul style="list-style-type: none"> <li>●主へ電話連絡</li> <li>・現在支援策はないことを説明。</li> <li>・手取りは17～18万円。そのうち、毎月3万円、〇市税滞納分を償還。</li> <li>・現在の手持ち5,000円。子どもと二人風呂に入ろうと、〇〇の小さい銭湯に行っても1,000円はかかる。もう数日でそのお金もなくなるだろう。</li> <li>・〇〇不動産センターに相談にいった。〇〇付近の物件で初期費用12～13万円あれば入居できたが、そのお金を用意することができない。初期費用不要など大手の不動産会社ではあるが、そのような物件には身元もわからない人が入居している可能性が高いと言われた。子どもが障がいを持っていることもあるので心配。</li> <li>・雇用促進住宅も相談に行った。〇〇にあるが、給与収入があるため、家賃の基準が最高基準になってしまい、家賃45,000円。またH33には制度がなくなるため、強制退去となると説明があった。</li> <li>・実家は〇〇、弟は〇〇市にいるが、それぞれ自分の生活もあり支援は難しい。1万円貸してほしいといってもそれも難しい。</li> </ul>	
27	11	9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立支援相談員から確認の電話</li> <li>・以前の相談来所状況確認。</li> <li>・兄弟仲が悪いから、兄のみ夫に引き取ってほしいと妻から言われたよう。</li> <li>・一〇〇市の障がい関係課と連絡をとることができないか？</li> <li>自立支援相談員からは「子どもの名前すら知らないので、連絡もできない。」と言われる</li> </ul>	
(51)	27	11 10 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活保護ワーカーより相談</li> <li>・72歳男性。年金担保で貸付。現在入院中。</li> <li>・家賃が高いため、安いところに転居したいが、転居費用がない。</li> <li>・生活保護も申請中。</li> </ul>	(保護)
	27	11 10 火	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県社協に貸付について確認</li> <li>・生保申請するほどの状況では、貸付したとしても、償還が困難だろう。</li> <li>・年金担保貸付が終了してから再度相談を。</li> </ul>	



役所はあえて教えないけど

申請すれば

# 戻ってくるお金 戻ってくるお金

——介護手当、空き家処分控除、葬儀費用……  
知らないうちに、こんなに制度が変わっていた！

## 庭木を植えて20万円の補助

「税金」と言えば、「払うもの」。そう思うのが、ごく自然な反応だろう。

だが、世の中には税金が「戻ってくる」場面も実は、多々ある。

「とくに、いま、制度が目まぐるしく変わっているもののひとつが、「空き家」の取り扱いです」

ファイナンシャル・プランナーの横川由理氏はこう指摘する。

少子高齢化の進む現在、国内の空き家率は13・5%とされ、10軒に1軒以上が空き家になっている。

しかも、年間約6・4万戸が新たに空き家となっており、20年後には日本の空き家率は40%に達するという試算もある。

「古く耐震性の低い空き家は防災上も問題ですし、治安の観点からも不安視され、社会問題となっていますが、増加の一途をたどってきた一因は固定資産税の仕組みでした。

空き家であっても建物が建つていれば、土地を更地で所有しているよりも、固定資産税が6分の1に減免され、大幅に安くなるのです。

それが今年から制度が変更され、管理が悪く倒壊の恐れがあるなどと自治体が認定すると、この減免が受けられなくなりました（横川氏）

使っていない家屋に改修はかけられないからと放置すると、自治体に

「特定空き家等」と認定され、固定資産税が一気に6倍になる可能性もある。

ここまでは、報道で知って、慌てたという人も多いただろう。だが、8月27日、国土交通省が、空き家に関する新しい「控除制度」を打ち出したことは、まだあまり知られていない。

2016年度の税制改正要望で同省は、「相続後、一定期間以内に相続した住宅（8年以前に建築）の耐震改修・除却（＝解体）を行った場合、標準的な費用の10%（最大250万円×10%＝25万円）を所得税から控除する」という税制措置を盛り込んだ。

要するに、空き家になりそうな住宅を改修、または処分したことを申告すると、費用の一部が、所得税から控除される、つまり「お金が戻ってくる」仕組みなのだ。成立すれば、早ければ来年度中には、実際に控除が始

まる見込みだ。

ことほど左様に、払ってきた税金を「取り返す」ためには、私たち国民は、自ら制度を知り、役所などに申請に行かなければならない。

身の回りには、税金を取り戻すチャンスが驚くほど眠っている。病気を患った、孫が生まれた、自宅を改修した、親族に不幸があつた……。多様な場面で、私たちは行政に税金を納め、業者に代金を払い、病院に医療費を払っている。

だが、「どうせ払わなければいけない」というお金のでも、制度をうまく利用し、自ら申告を行えば、割り引きを受けられたり、一部のお金が戻ってきたりする。

長年、税金を払い続けてきた国や自治体から、少しでも、お金を取り返したいのなら、遠慮をせず、どんどん相談し、申請をしていくしかない。

次ページからの表は、

「申請すれば戻ってくるお金」の主なものの一覽。

これらの「お金が戻ってくる」制度について、国や地方自治体は取り立てて宣伝しているわけではない。

知らない間に制度が新設されたり、変更されたりして、あとになって、「え、じゃあ、あのとき役所に申請していれば、〇〇万円も還つてきたの？」などと後悔させられた人も、少なからずいるはずだ。

ここからは、さまざまな分野での「取り戻せるお金」を探していこう。次ページからの表も参照してほしい。

「住宅」に関する制度は、そもそもリフォーム業者などに支払う金額が大きいために、戻ってくる金額も大きくなる。

たとえば、リフォームで省エネやバリアフリーの基準を満たす工事を行うと、それぞれ標準的な工事費用の10%が所得税

確定申告だマイナンバーだと「お上」が  
宣伝したいことはしつこく広報されるが、  
役所に行つて申請するだけで受けられる  
補助・助成の数々はあまり知らされていない。  
知れば得する制度を繰ざらい！

分野	こんなときにももらえる (制度名・通称)	取り戻せる 金額・割合	主な対象・条件・窓口・申請方法	概要
節税	マイホームで節税 するなら (夫婦間の居住用不動産の贈与)	200万円 までの 配偶者控除	婚姻期間20年超の夫婦間で、 居住用不動産を贈与した時 確定申告	夫婦間で居住用不動産を贈与した場 合、基礎控除110万円の他、200万円 まで基礎控除できる制度。贈与した年 の翌年3月15日までに、受けた人がそ の不動産に居住している必要がある
	同居している親が いる (扶養控除)	7万円 などの控除	親が無収入、または公的年金 を受け取っていない年金収入 158万円以下など 確定申告	生計を一にする同居している必要 があるが、同居していない扶養に入れ られる。自分が年収40万円~500万円の 場合、扶養家族1人あたり所得控3万 8000円+住民税3万3000円の節税に できる
住宅	息子・娘がリスト ラされた (扶養控除)	10万円の 還付など	子が無収入、低収入で、生計 を一にする同居している場合 確定申告	一度扶養から外しても再び扶養家族に なると、所得控、住民税合わせて10万 円の還付を受けられることも。6親等 内の血族、3親等内の姻族までであら ば扶養家族にできる。年齢制限もない
	マイホームを購入 した (すまい給付金)	最大30万円	年収510万円以下で新築・中 古住宅を購入した場合 市区町村、すまい給付金事務 局 確定申告	消費増税後の4年4月~19年6月に 住宅の引き渡しを受け、その期間に入 居した場合に受け取れる。個人間で充 てられた場合は該当しないので注意。原 則として入居後に申請する
住宅	ローンを組んでマ イホームを買った (住宅ローン控除)	最大400 万円控除	住宅ローンを利用して住宅の 新築・取得をした場合 確定申告	ローン残高の1%が所得控除から差し引 かれる制度。ただし、ローン1年目に 必ず確定申告をしなければいけないの で要注意。最大で年間40万円、適用期 間10年で計400万円の控除に達する
	耐震リフォームを する (住宅耐震改修特別控除)	最大25万円 控除	81年5月31日以前に建築さ れた家屋の改修 確定申告	17年12月までの制度。耐震リフォー ムでの標準的な改修費とされる250万 円までの10%まで(つまり上限25万円)が、 その年の所得控除から控除される。耐震 工事は助成金が出ることも多い
住宅	改築費は出せない が地震は不安 (耐震エネルギー助成)	25万~50万円	81年5月31日以前に建築さ れた木造住宅に居住している 高齢者世帯 市区町村	全面的な耐震補強は費用が出せなくて も、高齢者・障害者の家族がいる場合 に、一部屋だけと室内を一部補強し て家屋倒壊の際に逃げ込む「耐震シエ ルター」を作る際には補助される
	家の内外の段差が つらい (バリアフリー改修特 別控除)	最大20万円	50歳以上の人、要介護者など が住宅のバリアフリー改修工 事を行う場合 確定申告	通路入り口の拡張、階段の設置、勾 配の緩和、浴室改良、トイレの面積 増加、便器改良、手すり設置などのバ リアフリー化のための改修工事を行う 場合に、所得控除が控除される制度
医療・介護	要介護認定を受けた リフォームした (介護保険における住 宅改修)	最大で支給 対象額の9割 (18万円)	要介護者が住宅の改修を行っ た場合 市区町村(介護保険窓口)	手すりの取り付け、段差の解消、滑り 止めなど床・通路面の材料の変更、扉 を引き戸に替える。和式便器を洋式に 交換などの工事が対象となる。上記の バリアフリー控除とも併用できる
	省エネ重視の家を 改修した (省エネ改修特別減税)	最大25万円 の控除	条件を満たす省エネ改修を行 う場合 確定申告	窓の改修や断熱工事など、省エネ改修 工事費の10%が所得控除から控除され る。その他にも省エネ補助金を受けて いる場合、それらが工事費から差し引かれ て計算されている

## 相続税まで 安くなる

こうした改築や設備の増設の際もさることながら、マイホームという資産を活用することで、数千万円単位のお金を非課税にする方法もあると、前出の横川氏は話す。

「住宅関係では、贈与税の配偶者控除という制度があります。これは大変有利な制度です。「結婚して20年以上の夫婦が、お互いに居住用の不動産を贈与しても、2000万円まで非課税になる」というものですが、贈与税の基礎控除110万円を加えて、その年に2110万円分の贈与が無税でできることとなります。

分野	こんなときにももらえる (制度名・通称)	取り戻せる 金額・割合	主な対象・条件・窓口・申請方法	概要
住宅	太陽光発電パネル を取り付けた (太陽光発電システム 補助金)	上限20万円 の控除	太陽光発電パネルの補助金を あらかじめ申請した場合 市区町村	1kW発電するのに必要な設置費用に より補助金も変わる。例年、4月中旬末 頃に自治体が設置を募り、翌年3月末 に締め切られることが多いが、期間中 でも募集が終わることがままある
	庭木を植えた (生垣緑化助成金)	合計25万円 など	生け垣の設置、屋上、壁面な どに植物を植えたとき 市区町村	東京都品川区ではプランターや花壇、 ベランダ緑化も対象。同品川区は合 計25万円まで助成するなど自治体ごと 様々な制度がある。名古屋市では駐車場な ども含めた「名古屋緑化基金」がある
住宅	古い空き家を持つ ている (空き家解体費用補助)	費用の一部	耐震診断で倒壊の危険ありと された老朽家屋の空き家 市区町村	81年5月31日以前に建築された家屋が 事前に申請が必要などいくつか条件が ある。たとえば京都市では、解体でき るよう、空き家流通促進のため書きぞ るように改修する際に補助金が出る
	もう少しいい賃貸 住宅に住みたい (特定優良賃貸住宅)	10~20年間 の家賃補助 など	中堅所得者の家族世帯が賃貸 住宅に住む場合 各地域の住宅供給公社	構造や広さなど、法律で定められた基 準を満たした住宅での家賃補助。入 居時に必要となる敷金のみで礼金・ 仲介手数料はなし。年収などに条件が ある。単身者向けの補助金がある地域も ある
住宅	生ゴミ処理機を設 置した (生ゴミ処理機購入費 用補助)	2万~4万円	生ゴミを堆肥に変える機器を 購入した場合 市区町村	たとえば東京都品川区では処理機の購 入費の2分の1を、2万円を限度に助 成。リサイクルを促進する非電機型、 例外型などの指定付きの場合もある
	今月の医療費が高 額になりそうで心 配だ (高額療養費制度)	限度額を 超えると 払い戻し	健康保険の適用範囲内 市区町村、健康保険組合、協 会けんぽの都道府県支部	1ヵ月あたりの治療費の限度額が、た とえば「一般的な70歳以上75歳未満 の人なら4万4400円」など、年齢や収 入によって決められている。限度額の 超過分が払い戻されるので確認したい
医療・介護	寒い季節の肺炎が 怖い (肺炎球菌予防接種助成)	数千円	予防接種が初めての高齢者 市区町村	昨年より厚労省が高齢者向けに定期接 種している。気管支炎、肺炎、敗血 症などの合併症の原因となる肺炎球菌 感染症を予防するため、自治体で安く 受けられる。予防効果は5年以上
	人間ドックを受け たい (人間ドック助成)	費用の 5~8割	国民健康保険被保険者など 市区町村	事前に申請し、各自自治体が指定する医 療機関で受診すれば検診が受診可能。 たとえば東京都分科市では日曜日コ ーストに5000円の補助金が出るなど、自 治体によって検診がサービスとなる
医療・介護	クサリ草の副作用が ひどい (医薬品副作用被害救 済制度)	月額 3万5200円 の医療手当 など	健康被害を受けた本人または 遺族 独立行政法人医薬品医療機器 総合機構	用量・用法を守って医薬品を服用して いたにもかかわらず、副作用により健 康被害が生じた場合に本人に給付され る。本人が死亡した場合は遺族に給付。 請求書と医師の診断書が必要となる
	メタボ解消のため ジムに通っている (医療費控除)	医療費と して控除	運動療法として医師に勧めら れている場合 確定申告	高血圧や糖尿病、高脂血症などで医師 の運動処方書が出ていた場合、週1回 8週以上、厚労省の指定を受けた施設 であることなどの条件があり、医療費 控除からの「運動療法実施証明書」が必要

から控除される。

「介護保険からも、介護を目的としたリフォームへの支給があります。手すりの設置、床段差の解消、すべり防止のための床材変更や、和式便器を洋式に交換するなどの項目は、その費用が各20万円までなら、9割(=18万円)が支給されます」

(介護保険制度に詳しい一般社団法人「後見の社」代表・宮内康二氏)

介護保険によるリフォームへの支給は、前出のリフォームの際の所得控除の制度とも併用できる。他にも、住宅については多くの自治体で、生ゴミ処理機や、太陽光発電に対応した家庭用蓄電池の設置費用など、主にエコにかかわる設備への助成金制度が設けられているのだ。

庭木を植えたい、生け垣を作りたいといった際に、最大20万円程度の助成金が受けられる自治体もある。

一挙公開! あなたの知らない「もらえるお金」50

分野	こんなときにもらえる (制度名・通称)	取り戻せる金額・割合	主な対象・条件・窓口・申請方法	概要
医療・介護	ED (勃起不全) の治療を受けた (医療費控除)	医療費として控除	EDで医師の診断や処方を受けている場合 確定申告	EDも医学的にいれはれど、その治療費は医療費控除の対象とならない。他に病気をなくとも、年間10万円以上をED治療に費やした場合には、10万円を超えた金額が控除される。
	がんなどで今まで通っていたの働き方がなくなった (障害年金)	約97万円 など	年金機構の認定医から重病と認定を受けた場合など 市区町村、年金事務所	重度の疾病が対象だが、リハビリしなから仕事に復帰しているケースでも、病状の認定が複雑なので、社労士やケアマネジャーに相談したい。
	働きながら介護をしている (高額介護サービス費)	収入ことこの限度額以上の利用分	介護者が働いている場合 市区町村	収入により取り戻せる金額に段階がある。収入の多い順に「低所得者等以外」で3万7000円、「世帯全員が住民税非課税で年金が80万円超」だと2万4600円を超える介護費が還付される。
	家族の介護のためだけに仕事を休んだ (介護休業給付金)	給料の約4割	雇用保険加入者で、2週間以上上りつづけて介護が必要となる場合がある 勤務先、ハローワーク	介護休業が取得できるのは家族一人につき最長93日。その間に、休業開始前の給料の約4割が支給される。休業中にも会社から給料が払われる場合には、その額によって減額されることに注意。
介護のボランティアをした (介護支援ボランティアポイント事業)	年間5000~8000円	高齢者が介護保険施設でボランティア活動を行った時 市区町村	65歳以上の高齢者が、老人ホームなどで介護のボランティアをするとポイントももらえ、入所者の話し相手、行事の手伝いなどでもポイントになる。1ポイント1円で換金できる自治体も	
介護者ヘルパーの研修を受講した (ヘルパー・研修支援制度)	およそ3万円など	家族の介護をしているか、していた人 市区町村	たとえ家族を介護している人、介護していた人がその研修を活かし、訪問介護員2級または3級の養成研修を受講する場合に費用を助成するなど、多くの自治体が受講を積極的に支援している。	
特別な介護用具を購入した (介護福祉用具購入助成)	購入費用の8~9割など	要介護、要支援認定者 市区町村	腰掛け便座、特殊尿器、ポータブルトイレ、入浴補助用具などを購入した時に、介護保険より給付される。自治体によって特定の商品が指定して助成金を設けていることも多い。	
介護費に加えて医療費もかかった (高額医療・高額介護合算療養費)	限度額超過分の払い戻し	介護認定を受けている介護保険受給者が世帯にいる 市区町村	同じ医療保険に加入している世帯が、1年間に払った医療費と介護サービス費の自己負担額のうち一定額 (70歳未満の現役並み所得者が67万円など) を超えた部分が還付される制度。	
単身赴任先から家族のもとへ帰宅した (帰宅支出控除)	交通費の控除	単身赴任中のサラリーマン 確定申告	ひと月に4往復以内の帰宅のために要するものに限り、控除の対象となる。確定申告の時に納税額と併せて、国が指定する「搭乗・乗車・乗船」に関する証明書が必要となる。	
仕事の付き合いでキャバクラにいった (特定支出控除)	所得税から控除	サラリーマン、給与支払い者の証明書が必要 確定申告	①相手先が得先など職務上関係のある人②目的が取引関係の円滑化③接待・懐か、贈答である。この3条件を満たせば、会社で落とせなかったキャバクラ代も個人の節税に使える。	

## 戻ってくる ED治療費も

「医療・介護」では、何と言っても高額療養費制度を忘れてはいけない。と話すのは、経済評論家の萩原博子氏だ。

「医療費が膨らむことに恐怖感を抱いている方は多いのですが、たとえば一般的な70歳〜74歳の方なら、月4万4440円、所得の多い方でも月8万円少々、自己負担ですみ、あとは後々、お金が還ってくるようになっていきます。

この制度では通常、病院でいったん、高額の治療費を払い、あとでお金が還ってきます。けれども、あらかじめ国保や健保組合で「限度額適用認定証」をもらっておくと、病院でも自己負担限度額

分野	こんなときにもらえる (制度名・通称)	取り戻せる金額・割合	主な対象・条件・窓口・申請方法	概要
雇用	退職した後、職業訓練を受けている (求職者支援制度)	月10万円を3~6か月支給	雇用保険を受給できない求職者が職業訓練を受講すると支給される ハローワーク	ハローワークに就職申し込みをしておき、雇用保険の受給がないが対象となる。本人の収入が月8万円以下、世帯の収入が月25万円以下など、収入や資産面でいくつもの条件がある。
	定年退職したが、まだ再就職していない (所得税の還付)	税金の還付金	年度の途中で退職し、再就職していない人 確定申告	年度内に退職した人は、年末調整ができません。納めすぎた税金を取り戻す機会を失ってしまう。そのため、退職した会社から源泉徴収票を取り寄せて自分で確定申告をすれば還付される。
	働いたばかりの教育訓練を受けている (教育訓練給付)	上限10万円	失業中で再就職を求めている人、在職だが転職を考えている人など ハローワーク、各訓練学校	いったん自分で受講料を払い、修了後ハローワークに教育訓練給付金を申請する方式。修了後に資格試験があったとしても、その合格不合格は問われない。受講費の20%が支給される。
	65歳より前に退職した (失業給付の「基本手当」)	6000~8000円 (日額)、90~150日分	雇用保険に1年以上加入している人など ハローワーク	定年が65歳の場合、「基本手当」を受給するには65歳の誕生日の前々日まで退職する必要がある。その場合、企業等に返上する必要がある。退職金がある場合は退職金が大きく減額される場合もある。勤務先への確認は必須。
福祉	就業活動で遠方の会社を訪れた (広域求職活動費)	交通費と宿泊費	ハローワークの紹介で遠方の会社の面接を受けた場合 ハローワーク	再就職活動の際に、手続をしたハローワークの管轄外400km以上にある会社に訪問し、面接を受ける時に申請できる。手続をしたハローワークの管轄内では利用できないので気を付けたい。
	60歳を超えて同じ会社で働いているが、給料が下がった (高年齢雇用奨励金給付)	賃金の15%まで補填	60歳以上65歳未満で雇用を継続した人 勤務先、ハローワーク	60歳以降の賃金が、60歳時点の賃金に比べて75%未満に低下した人が対象。雇用保険の加入期間が通算5年以上などの条件を満たせば、賃金の低下率に応じて金額が支給される制度。
	障害があっても通院治療している (福祉タクシー利用券)	1枚500円のタクシー利用券などを交付	身体障害者手帳、療育手帳などの所持者、通院が難しい人 市区町村	1級、2級の身体障害者手帳を所持する人や要介護者などが対象だが、骨折や腰痛のために通常が困難と認められた場合などでも、自治体指定のタクシー利用券が交付されるケースがある。
	高齢になっても通院が楽になり (シルバーバス制度)	数千円で電車・バス乗り放題	高齢者 (東京都の場合70歳以上) など自治体により異なる 市区町村、電車・バスの定期券発券所	所得金額によって差額があるが、1000~約2万円の自己負担で、当該地域の電車、バスが1年間乗り放題になる。鉄道会社やバス会社によって便がない路線や、範囲の制限があるのに要注意。
子育て	息子が育つのを始めた (子育て支援バスポート)	店舗・施設で割引サービス	子育てをしている親 (自治体ごとに年齢制限などあり) 市区町村	子育て世帯はバスポートカードを受け取ることで、店舗で提示すると代金が減る。飲食店でのドリンク無料など自治体が定めたサービスが受けられる。
	息子が育つのを始めた (子育て支援)	月額最大2万5000円などの家族補助	賃貸住宅で子育てをしている親 (自治体により所得制限などあり) 市区町村	たとえば東京都新宿区では、義務教育終了前の子がいる世帯が区内の民間賃貸住宅に転入する場合には、引っ越し費用が最大20万円、家具が最大月2万5000円 (最長2年) が補助される。

これを利用すると、たとえば自宅を所有している夫が、自分の死後に相続税が発生してしまいうたという場合に、2110万円分の名義を妻に移すことができます。

さらに、この制度を利用して自宅を夫婦の共同名義にした上で、その居住用不動産を売却すると、夫・妻それぞれ3000万円まで、合計でなんと6000万円の売却益が非課税になるという。

ポイントは、土地だけでなく家屋も共同名義にして、「居住用不動産」という条件をクリアしておくことです (横川氏)。

また、この制度には特有のメリットもある。通常、たとえば夫が病気で余命いくばくもないと分かると、死亡日から遡算して3年以内の贈与は「相続逃れ」と呼ばれ、相続財産たつたとして課税されてしまう。ところが、こ

分野	こんなときにもらえる (制度名・通称)	取り戻せる 金額・割合	主な対象条件	窓口・申請方法	概要
----	------------------------	----------------	--------	---------	----

子育て	子・孫が私立幼稚園に入園した (私立幼稚園就園奨励費補助金)	年間最大 30万円前後 まで補助	私立幼稚園に子供が入園して いる親(自治体により所得制 限などあり)	市区町村(幼稚園を通じて申請)	公立幼稚園の3倍近くかかる。私立幼稚園の保育料が補助される。所得や子供の数により金額が変わる。申請、補助金の交付は幼稚園を通じて行われるので、幼稚園に相談すること
	子・孫が病気になる った (乳幼児・子ども医療費助成)	医療費の 一部または 全部を免除	子供の年齢が「未就学児」「中学校卒業まで」など自治体により異なる	市区町村	多くの自治体では、事前に自治体から受けて「受給者証」を提示すれば、病院での会計時に支払いが発生しないうちに、領収書を併せて提出し、後日返付のかわりに返付を行う自治体もある
	子・孫がなかなかな 生まれな (特定不妊治療費助成)	治療1回に つき7万円 5000~ 25万円など	夫婦の合計所得が700万円未満で不妊治療中の夫婦	市区町村	16年度からは42歳までの年齢制限がなくなり、現在は制限なしで申請できる。体外受精や人工授精について、1回につき15万円など(自治体により加算もあり)、通算6回まで補助される
死亡	息子・娘がなかな か結婚しない (婚活サポート)	旅費・宿泊費 などが 無料に	未婚の男女、20~40歳など自治体により年齢制限あり	市区町村(婚活サポート窓口など)	コミュニティセンターなどを高める講座、男性と都市部の男女の交流会など、主催する男女の出会いの場、主催する婚活事業での旅費・宿泊費などを補助する自治体が増加している
	子・孫にチャヤイル ドシートを買った (チャヤイルドシート購入費補助)	購入費の一部 (4000~ 1万5000円 程度)	乳幼児の保護者	市区町村	購入後に窓口に領収書を提出する自治体が多いが、事前申請で割引券をもらう場合もある。購入費の3分の1から2分の1程度、上限1万円程度が補助される場合が多い
	子・孫が私立高校 に入学した (高等学校等就学支援金制度)	年間 11万9800 円 ~29万7000 円	私立高校生徒の保護者で世帯 年収が910万円以下	市区町村	10年からの公立・高等学校無償化に伴う国の制度。世帯年収10万円以上なら補助が1万円、250万円以下の世帯では年間29万7000円の補助を受けられる。国の奨学金制度も新設された
家族・親戚が亡く なった (埋葬料・家族埋葬料)	5万円前後	健康保険の加入者や家族が死亡した場合	市区町村、健康保険組合、協会けんぽの都道府県支部	健康保険の被保険者や、被扶養者が死亡した際に葬儀を行った人に対し支給される。実際には葬儀を行った人でも健康保険者の納付で金額は変わるのを要確認。請求は2年以内に行う必要がある	
夫に先立たれた (寡婦年金)	相続税の 控除	10年間のうちに2回の相続があった場合 国分行	国民年金に入っていた夫が亡くなった場合 市区町村、年金事務所	たとえば、父親と母親がほぼ同時に亡くなった場合は、最初の相続時に相続税を、次の相続時にほとんど差し引くことができるという制度。相続の時期が離れたら差し引く金額は少なくなる	
妻に先立たれた (寡夫控除)	老齢基礎 年金の 4分の3	妻と死別した、または離婚し養育子供がいる場合 市区町村、年金事務所	国民年金の第1号被保険者だった夫が、保険料を25年以上納めていたのに、もかかわらず、老齢基礎年金を受け取る前に亡くなった場合、扶養されていた妻が受け取る年金	その年の12月31日の時点で、年取が90万円以下で、扶養する子がいることが控除の条件。妻が夫を亡くした場合は「寡婦控除」となり、特定の条件を満たすと控除額は最大で38万円に	

\*各制度の条件、助成額・補助額などにより異なります。表には代表的なものを記載しました

の10万円を超えた医療費に、自分の所得税率を掛けた金額が、受けられる控除金額となる。

医療費として計上してよい項目は、診察費や入院費だけでなく、退院時の電車代やバス代、薬局で購入した市販薬の代金、松葉杖や入れ歯の購入費なども含まれる。

さらに、元国税庁職員の大村大次郎氏は、こんな意外な項目も医療費控除に含まれると話す。

「ほとんど知られていませんが、ED(勃起障害)はれつきとした病気に扱われ、その治療費は医療費控除の対象になります。同様に禁煙治療にかかった費用も控除の対象です。また、場合によっては栄養ドリンクや按摩、整体なども控除の対象となり、お金が戻ってくる場合があります」

一度、自分の医療費を総ざらいして積算し、総額が10万円を超えていないかチェックしてみる価値はある。

もらえる人は意外と多いのに、あまり知られていないものもある。国保や健康保険組合などの健康保険の被保険者(加入者)が死亡した際に、申請すれば葬儀を行った家族が受け取れる「埋葬料」と、被保険者の家族が亡くなったときに受け取れる「家族埋葬料」。金額は各5万円だ。

さらに、親戚や知人が葬儀を行った際には、「埋葬料」として葬儀代、火葬代などの実費に対し、最大5万円までが支払われる。

子供や孫の誕生、進学などを機にお金を取り戻せる制度もある。

### 扶養家族を増やす「裏技」

息子や娘がリストラされた際に受けられる控除もある。所得税・住民税の扶養控除だ。成人し、一度は扶養から外した子供でも、低収入・無収入

なかでも「子育てファミリー世帯居住支援」は、知っておきたい制度だ。自治体によって詳細は異なるが、子育て世帯が市区町村に転入し、民間の賃貸住宅に入居する際に、引越越し費用や家賃の一部が補助されるものだ。

たとえば、東京・新宿区の場合なら、義務教育終了前の子供がいる世帯を対象に、引越越し費用最大20万円までが補助されるほか、以前に住んでいた賃貸住宅の家賃よりも、区内の新居の家賃が高い場合、その差額分最大2.5万円が補助される。また礼金、仲介手数料の合計で、36万円までのお金がもらえるのだ。

場合、再び親の扶養家族とすることで、所得税・住民税あわせれば10万円程度の還付が受けられることもある。

扶養家族の仕組みは、

6親等以内の血族、3親等以内の姻族まで対象にできるので、ひとり暮らしで収入の少ない親類縁者がいれば、同様に控除を申請できる。

税務署の職員などが「裏技」として、所得の少ない親類縁者を扶養家族に入れていたケースも多いという。

制度を知り、自分で申請することで得する方法は、まだまだある。

たとえば、年金だ。助成金事情などに詳しく、「専業主婦で儲ける!」などの著書がある、社会保険労務士の井戸美枝氏が勧めたいというのが、「確定拠出年金」の活用だ。

確定拠出年金とは、掛け金だけを払って運用は年金基金などに任せていた従来型の年金とは異なり、自分で「この投資商品にいくら」などと、掛け金の運用方法を指示するタイプの年金。

運用の成否は自己責任となるが、井戸氏は55歳

からの5年間だけでもよいので、挑戦してみてもと話す。

「ポイントは、確定拠出年金の掛け金が、全額、所得控除の対象になることです。確定拠出年金は従来の年金より運用のリスクがありますが、その分、税制上の優遇も大きい。とにかく、所得税が控除され、安くなることに意味があります。国民健康保険料にしても、その他の「申請すればもらえるお金」の制度にしても、所得税・住民税の額に応じて金額が決まるものが多いからです。所得税・住民税をなるべく減らしておくことで、さまざまな優遇制度が、より利用しやすくなる可能性があるのです」

役所はあえて喧伝しない、申請するだけで「もらえるお金」「戻ってくるお金」。

どこまで獲得できるかは、あなたの知識と行動にかかっている。

2016年版

# 届け出 だけでもらえる お金の本

井戸美枝



PHP

2016年版

届け出だけでもらえるお金の本

井戸美枝

PHP

ISBN978-4-569-82467-3

C0036 ¥1200E



9784569824673

価格:本体1,200円(税別)

PHP研究所



1920036012008

子育てママ、パパを応援

PHPファミリー

<http://family.php.co.jp/>

親と子の豊かなふれあい、  
よき家庭づくり、お母さんの  
生きがい、さがしを応援します。

# 「児童扶養手当」の加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

## 平成28年8月から

加算額が、**増額**されます。

- 【第2子】月額5千円 → **最大で月額1万円に**
- 【第3子以降】月額3千円 → **最大で月額6千円に**

## 平成29年4月から

**物価スライド制**を導入します。

物価の上下に合わせて支給額が変わる「物価スライド制」を、児童扶養手当の加算額にも導入します。

## 加算額の増額の目的と内容（平成28年8月から）

- ▶ひとり親のご家庭は、子育てと生計を1人で担わなければならない、生活上のさまざまな困難を抱えています。特に子どもが2人以上いるひとり親のご家庭は、より経済的に厳しい状況にあるため、第2子の加算額と第3子以降の加算額を**増額**することにしました。
- ▶また、今回は特に経済的に厳しい状況にあるひとり親のご家庭に重点を置いた改善を目的としているため、**それぞれのご家庭の所得に応じて加算額が決定**されます。

### 児童扶養手当の月額

（平成28年8月から）

#### 子どもが1人の場合

全部支給：42,330円  
一部支給：42,320円～9,990円（所得に応じて決定されます）

#### 子ども2人目の加算額

定額5,000円 → 全部支給：10,000円  
一部支給：9,990円～5,000円（所得に応じて決定されます）

#### 子ども3人目以降の加算額（1人につき）

定額3,000円 → 全部支給：6,000円  
一部支給：5,990円～3,000円（所得に応じて決定されます）

### 増額の支払月

平成28年8月分から加算額が増額されますが、平成28年8月から同年11月分は、4か月分の児童扶養手当の支給月である**平成28年12月に支払**われます。

## 物価スライド制の導入（平成29年4月から）

- ▶物価スライド制とは、物の価格の上がり下がりを表した「全国消費者物価指数」に合わせて、支給する額を変える仕組みです。子どもが1人の場合の手当額には、すでにこの物価スライド制を導入していますが、子どもが2人以上の場合の加算額にも平成29年4月から導入します。

詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）